

第三十八回国会 農林水産委員会 議 録 第三十七号

(五二二)

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君
理事 利恭君 理事 大野 市郎君
理事 秋山 長規君 理事 山口 長治郎君
理事 小山 兵助君 理事 石田 有全君
理事 丹羽 角屋堅次郎君 理事 芳賀 貢君
安倍晋太郎君 飯塚 定輔君
上村千一郎君 金子 岩三君
川村善八郎君 倉成 正君
小枝 一雄君 田邊 國男君
谷垣 專一君 網島 正興君
寺島隆太郎君 内藤 隆君
野原 正勝君 藤田 義光君
本名 武君 松浦 東介君
森田重次郎君 八木 徹雄君
足鹿 覺君 片島 港君
東海林 稔君 中澤 茂一君
植崎弥之助君 西村 関一君
山田 長司君 湯山 勇君
稻富 稜人君 玉置 一徳君

出席政府委員

法制局参事官 吉園 一郎君
(第三部長)
農林政務次官 八田 貞義君
農林事務官 伊東 正義君
(農地局長)
農林事務官 齋藤 誠君
(振興局長)
委員外の出席者
総務府事務官 南部 哲也君
(経済企画庁総務官)
農林事務官 長田 秋雄君
(農地局企画調整課長)

農林事務官 大山 一生君
(農地局愛知用水公団監理官)

農林技官 小林 国司君
(農地局建設部)

農林事務官 古西 一郎君
(振興局振興課長)
専門員 岩隈 博君

五月十二日

委員稻富稜人君辭任につき、その補欠として西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西尾末廣君辭任につき、その補欠として稻富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中山榮一君及び福永一臣君辭任につき、その補欠として倉成正君及び上村千一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上村千一郎君及び倉成正君辭任につき、その補欠として福永一臣君及び中山榮一君が議長の指名で委員に選任された。

五月十五日

中央御売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九〇号)

家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九一号)

家畜商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九二号)

家畜商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

○坂田委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、愛知用水公団法の一部を改正する法律案を議題とし、まず、補足説明を聴取いたします。伊東農地局長。

○伊東政府委員 愛知用水公団法の一部を改正する法律案の提案理由につきましましては先般政務次官から御説明がありましたので、私から若干補足説明をいたしたいと思います。

今回の改正案でございますが、愛知用水事業の建設工事は大体昭和三十五年度で大部分のものが終わりますので、三十六年度に入りまして、この六月を目途といたしまして通水を考へておるわけでございます。それで、農林省としましては、いろいろ別の公団法との関係もございますし、三十六年度の予算をやりまします場合には、いろいろ農林省独自の公団等を考へまして、ここに御審議をお願いいたします豊川の水系以外のことも考へたのでございまして、いろいろ関係で、三十六年度の予算に計上されましたものは、現在の愛知用水公団法を改正いたしまして、大部分がやはり愛知県の事業であります豊川の総合水利開発事業というものを、ほぼ愛

知用水公団と同じような形式で取り上げまして、工事の早期完成をはかりますとともに、豊川地域、これは二十九年に閣議決定になっておりますが、この地域の総合開発に寄与したい、あわせて、愛知用水公団で非常に技術的な問題その他経験を経ました人員並びに機械等につきまして有効な活用をはかりたい、こういう趣旨で、この法案の一部改正をお願いいたすことになつた次第でございます。

法案のまず第一条でございますが、これは、従来の法律には木曾川水系ということだけになっておりましたので、このたびは豊川水系も追加するということで第一条を書いております。

それから、次は、第二章の役員関係でございますが、これは改正をお願いいたしております点は三點ございまして、第一点は名称で、役員を従来総裁、副総裁という名称を使つておりましたが、これを理事長、副理事長ということに直しましたことが一点、従来役員の任期は五年ということになっておりましたが、これを三年ということに改めております。それから、もう一点は、従来は、理事五人、監事二人以内ということで、七人以内になっておりましたが、今回は、理事三人以内、監事一人ということにしまして、四人ということに改めております。理由でございますが、これから愛知用水公団の事業が終りまして、従来の施設については維持・管理をいたすわけ

でございますが、そのほかに豊川を承継いたしてやりますが、従来よりは事業の規模は縮小されておりますので、役員の名額等を変えましたこと、役員の数も減らしておるような次第でございます。それから、任期につきましては、愛知用水公団は大体五年で仕上げるということでスタートいたしましたわけでございます。それで、五年という期限が切つてあります間に何人も役員がかかるということは事業の運営上まずいんじゃないかということで、工事を完成する間は任期を変えないということで五年ということになつていたのでございますが、今度は、そういう必要もございせんので、ほかの農地開発機械公団でございますとか、あるいは森林開発公団などの役員の任期と合せて、三年ということにいたしております。これが役員関係の改正の規定でございます。

次は十八条でございますが、これは業務の範囲の改正でございます。業務の範囲につきましては、従来は、愛知用水公団の関係は、ダムを作ります長野県、それから水路の岐阜県、愛知県、三県が関係県であつたのでございまして、今度豊川を入れますと、実は豊川は約二万町くりの面積の中で五百町くり、静岡県の湖西町というところが若干入つて参りますので、静岡県を入れましたこと、今度の豊川事業の内容には干拓埋め立てがございまして、従来の愛知用水公団にはございせんでしたが、今度の事業にはそういうも

ということが実は予想されたわけでございます。それで、私もは、一応第一期工事、第二期工事も含めまして、——先ほど申し上げましたように、第二期はまだ全然対象になっておりま

あったのであるかという点を、簡単に
 けっこうでございますが、お答えを賜
 わりたいと思います。

○伊東政府委員 一番の原因はやはり
 資金関係がおもであります。これは特

の当時は実は団体営等につきましてまだ十分な調査を行っていないかったという点もありますが、全部で三万ないし三万五千くらいではないかということを考えたことがございます。私ども

豊川水系の完成の時期でございますが先ほど申し上げましたように、第二期事業というのは全然対象になっておりませんでしたが、これも含めまし

で事業を早くやっていく、経済効果を
早く出すんだということをやって参り
ますれば、総合的に見れば国営でやる
よりも公団でやるがために農民負担が

非常に高くなるのだということにはならぬだろう。といふのは、経済効果等が相当早く発生するといふふうに考へておられますので、その点は、公団にいくためにそう増になるといふふうには考へておらぬ次第でございます。

○上村委員 その点につきましては、農民の負担といふものは増大するといふよりもむしろ減らすと減少させていくということが国の政策にも合致するもので、それを強く要望しながら一応打ち切っておきたいと思ひます。

次に、豊川水系の工事が完成した場合の水の利用という問題でございますが、ただいま遂行しようとするところの本件事業の水は、たとえば農業用水としてどのくらい、工業用水としてどのくらい、また他の上水道としてどのくらいといふようなことは具体的に大體お答えができるかどうか、お尋ねいたしておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 水の問題でございますが、従来、農業用水につきましましては、大體この地域内の河川がかりあるいはため池がかりといふようなものを除きまして、補給必要水量として一億三千万トンくらいということが言われております。それで、私の方でいたしましては、この事業が農業といふことで始められたものでございまして、農民が必要だといふ一億三千万トンといふような水につきましましては優先的に確保していくという考え方でおります。

もう一つ、工業用、上水道用でございますが、農業につきましましては、先生御承知の通り、灌溉用水は一年のうち短い期間だけ使われでありまして、

ら、総量から言いますと大體同程度くらいのもので工業用水、上水道として必要があの地帯で見込まれるのではなからうかといふことで、今、豊川市、県など相談いたしておられます。これは共同施設についてのアロケーションの問題と関連して行くわけでありまして、農業が幾ら持つときまれば、工業用、上水道用が幾ら持つというアロケーションの問題とも関連して参りますので、今ここで水量が幾らでアロケートが幾らだといふことまで申し上げる段階に至っておりませんが、これは御審議を受けたあとで関係者と十分相談いたしまして、農業用水は少なくとも優先的に確保するという態度で参りたいと思ひております。

○上村委員 その水の問題でございますけれども、大體の経済の趨勢から言ひまして、工業用水の需要はますますふえるのではなからうか。そういたしますれば、工業用水を有利に確保し、また処置することによって農業関係の方々の負担を軽減するといふようなものか、の考え方はお持ちであるかどうか、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 私どもは今先生の言ひを聞いておりました。同じく考え、農業用水を最優先に取りまして、あとの水を工業用に回す、できるだけ農業の灌漑の方法等も期間等も考えたりしまして、浮きました水は工業用水なり上水道に回して費用をよけい持つてもらって、農業の水のコストといふか、負担をなるべく下げたいという考えは先生と全然同感でございます。

○上村委員 その点はその程度にいたしまして、本件の事業といたしまして

干拓・埋め立てが含まれていられると思ひます。それで、その埋め立てをしたところ、あるいは干拓をしたところ、これは、改正法案を見ますと、大體農業をやられる方に対して処分をしていく、こういうことに相なっているようでございます。これと今後の工業用地といふことの関連につきましまして何か具体的にお考えがあらますれば、この際伺つておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 実は、ここに干拓・埋め立てを予定しておりますのは田原湾でございます。私どももいたしまして、農業用地として埋め立てるものは約千町くらいでありまして、埋め立てたものを具体的に何町工業用地に回すといふことまで実は今確定はいたしておりませんが、先生のおっしゃいますように、あの地帯は工業用地として相当考えられるところがございます。それで現在農林省がやつております埋め立て等で埋め立てました既に、工業用地として適当なところは地方公共団体に譲りましてそういうことに充てたいという考え方で現在やつておりますけれども、田原湾等につきまして完成の際に若干そういう必要があるという場合には、私どもは多目的な埋め立てといふことでやつて参りまして、一部はそういうものにさくといふことも将来の問題としては考えられるといふふうな思つておりますが、現在それを三分の一にするとか二分の一にするとかいふところまでは実はまだきまっておりません。工場等の名前等もまだきまっておりませんので、一応は農業用の干拓として私どもの方は考へておるわけでございます。

○上村委員 次に御尋ねをいたしたいと思ひます。従来、愛知用水公団の事業でございまして木曾川水系を担当しておつた際に県営の委託事業といふことで委託しておりましたところの事業量と、それから今度豊川水系の開発関係につきましましての県営の委託関係の事業量といふものの比率がおわかりでございますれば、この際御尋ねをいたしたいと思ひます。

○伊東政府委員 愛知用水のときには、県営に委託しておりましたのは四百二十億ぐらいの総事業費の中で約一割の四十億程度であります。今度はまだ事業費が確定しておりませんのではつきりしたことはわかりませんが、今度の事業費でも、県営に委託しますのは三十億程度でありますから、やはり一割ちよつとぐらいのものは県営事業にならうかと思つております。ただ、この事業を県営事業として委託してやりますか、公団が公団として委託せぬでやりますか、その辺はこれからきめて参りたい。ただ、県営の規模として考えられる金額は三十億程度じゃないかといふふうにお考へております。

○上村委員 公団が今度受け継いでやつていくといふことになりました際に、従来農林省が国営としてやつておりました際の関連開拓事業関係についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。たとえば豊橋地区あるいは伊良湖地区あるいは一宮地区、谷川地区、大崎地区といふような地区におきまして、いわゆる緊急開拓事業あるいは特振地区あるいは振興地区などに指定されておる諸事業、そういうようなものにつきまして、農林省が直接におやりになつておられた際におきましてはその緊急度といふものがよくわ

かるといふことは、従来、愛知用水公団の事業でございまして木曾川水系を担当しておつた際に県営の委託事業といふことで委託しておりましたところの事業量と、それから今度豊川水系の開発関係につきましましての県営の委託関係の事業量といふものの比率がおわかりでございますれば、この際御尋ねをいたしたいと思ひます。

○伊東政府委員 愛知用水のときには、県営に委託しておりましたのは四百二十億ぐらいの総事業費の中で約一割の四十億程度であります。今度はまだ事業費が確定しておりませんのではつきりしたことはわかりませんが、今度の事業費でも、県営に委託しますのは三十億程度でありますから、やはり一割ちよつとぐらいのものは県営事業にならうかと思つております。ただ、この事業を県営事業として委託してやりますか、公団が公団として委託せぬでやりますか、その辺はこれからきめて参りたい。ただ、県営の規模として考えられる金額は三十億程度じゃないかといふふうにお考へております。

○上村委員 公団が今度受け継いでやつていくといふことになりました際に、従来農林省が国営としてやつておりました際の関連開拓事業関係についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。たとえば豊橋地区あるいは伊良湖地区あるいは一宮地区、谷川地区、大崎地区といふような地区におきまして、いわゆる緊急開拓事業あるいは特振地区あるいは振興地区などに指定されておる諸事業、そういうようなものにつきまして、農林省が直接におやりになつておられた際におきましてはその緊急度といふものがよくわ

かるといふことは、従来、愛知用水公団の事業でございまして木曾川水系を担当しておつた際に県営の委託事業といふことで委託しておりましたところの事業量と、それから今度豊川水系の開発関係につきましましての県営の委託関係の事業量といふものの比率がおわかりでございますれば、この際御尋ねをいたしたいと思ひます。

かるといふことは、従来、愛知用水公団の事業でございまして木曾川水系を担当しておつた際に県営の委託事業といふことで委託しておりましたところの事業量と、それから今度豊川水系の開発関係につきましましての県営の委託関係の事業量といふものの比率がおわかりでございますれば、この際御尋ねをいたしたいと思ひます。

○伊東政府委員 今御質問の開拓の点でございますが、開拓は、実は、農林省がやるというよりも、これは当然地方公共団体、県なり何なりと従来も相談いたしておりました。それで、その地区について、実は伊良湖等で公団事業になればおくれるのじゃないかといふことを具体的に工事の内容を言つて来られた方があります。私どもとしては、開拓もこの公団でやるという前提に立つておりましたが、今先生が御心配になりましたような点がないように、公団がその水路を引っぱつてきて、そしてそこから水をかけるということの上の方からやつてきませんとかかれませんが、そのほかの事業で、たとえば道路をつけるとかあるいはその中に排水路が必要だとか、特に伊良湖などは排水路の問題がございましたが、上から引っぱつてきます水路と関係なしにできる緊急開拓の中のあるいは特振地区の中の仕事といふようなものにつきます。ここに入りましたからおくれるといふことがないように、これは

かるといふことは、従来、愛知用水公団の事業でございまして木曾川水系を担当しておつた際に県営の委託事業といふことで委託しておりましたところの事業量と、それから今度豊川水系の開発関係につきましましての県営の委託関係の事業量といふものの比率がおわかりでございますれば、この際御尋ねをいたしたいと思ひます。

用水でとりあえず息をつなぐというように感じが深いわけでありまして、そういう点で、一つの構想が現時点においてどういふふうな討議の中で落着いていくのかという点を少しくお話し願いたいと思います。

○伊東政府委員 今御質問になりました内容の水利開発管理公団というように考え方を農林省が持ちまして、三十五年度中に各方面に説明をいたしましたことは、御質問の通りでございます。当時、たまたま、農林省だけでなく、通産省は京葉工業地帯の工業用水等を開発するために公団を作りたい、厚生省は東京地区と九州地区の上水道について何とか公団を作って開発をしたいという考え、建設省は利根川、淀川、それから吉野でありますとか、あるいは遠賀、筑後というようにところを対象にしまして公団を作りたいというように、四省から各公団の考案が出たわけでありまして、それに基きましておのおの予算の要求をしたのでございまして、政府といたしましては、各省に公団を作るということはまずいので、これはなるべく一本にして公団を作ったかどうかというように意向が強く、予算がきまりました際には、その四本の公団につきましてこれを一本化しておのおのこの仕事をやっていくという話し合いが実は予算のときはつかなかったわけでありまして、でありますので、先生おっしゃいましたように、農林省としましてはいろいろな地点を公団を作りまして開発をしていくと考えたのでございまして、これは事業の内容をごらんになりますと全国的なものでございまして、そういう全国的な公団に現在愛知用水

公団だけを改正するということは、話し合いのつかない時点で無理だということ、さしあたりと言いますか、とりあえず、同じ愛知県でやっております豊川事業というのがございまして、これは規模その他も愛知用水にかなり似ております事業でございますので、さしあたり、愛知用水公団で大部分の仕事が終わりますので、機械また人的資源、そういうものも活用できますので、この際豊川だけに愛知用水公団の事業を拡張いたしまして、全国的な問題は将来の問題として考えようじゃないかというように、予算をやりますときには、実は愛知用水公団が豊川をやっていくというだけ公団の事業として予算がついたわけでございます。それで、さしあたりは豊川だけでございまして、先ほど申し上げましたように、まだ最終的な閣議決定にはなっておりませんが、もしも水資源公団という全国的なものができることといたしまして、おのずと、どういふ水系ということがきまってくると思ひます。先ほど申し上げましたように、今後、農業用水も必要でありますので、工業用水、上水道等も相当伸びていく地域というところをやっていくというところを考えますと、おのずと、利根川とか木曾川とか、あるいは淀川とか北九州というところに限定されてくるのではないだろうか。これは予想でありますので、私も最初考えました、たとえば三重県の三重用水でありましたとか、あるいは利根川水系の印旛の問題でありますとか、あるいは埼玉県合口の問題、こういうようなものが将来は全国一本に公団ができますれば当然仕事の対象になるんじゃないだろうか

かというふうに考えておりました、その問題はもう少し先というところに相なるんではないだろうか。ただ、今申し上げましたように、われわれの考えました仕事の大部分がその全国的な公団でまた取り上げていかれるんじゃないだろうかというふうにわれわれは考えております。

○角屋委員 私ども、今度の一部改正というものは、愛知用水公団事業が終わる、そこでその技術陣容等をどう総合的に活用するかという過渡的な問題として豊川用水事業を継承してとりあえずやっていくというこのみに問題を解釈しておるのではないかと、先ほど来言っておるように、水資源の問題との関連の中の農林省の構想、あるいは政府・自民党としてきまってくる全体的な構想、こういう問題の中で愛知用水公団というものをどういうように位置づけていくのかという問題が一つあるのと、別の面では、農林省の行政機構のあり方の中で例の行政の監督指導面と事業面との分離という、こういう一つの重要な意見の具申というものが愛知用水公団法の改正の底に流れておる考え方として把握して参ります。事は非常に重要な問題になつてくる。予算委員会が私を周東農林大臣に今後農林省の行政機構のあり方の問題についてたまたまに置かれておる、考え方をそういうところに置くかぬは別として、ともかく根本的に検討をいたしたて適當な機会にこれを提案いたしたい、こういうふうに申しておつたのであります。愛知用水公団法の一部改正という問題ばかりではなくて、この前の官行造林

の森林開発公団への業務移管の問題とも関連を、さらにはまた、林野関係の特別会計をどういふ公団システムにするかどういふふうな問題、あるいは食糧庁の検査を中心にした事業面というふうなものもそういう点で考えるのかどうかというふうな問題、さらにはまた、先ほど来言っておりますように、農地局を中心に取り上げておる農地の開発事業というものが今日こういう公団形式で国営の關係を取り上げていく、これが将来は発展をしていく、事業面というもののについては公団システムでいくのかどうかというふうな問題についても見きわめをつけなければならぬというふうな、全体的な行政事業面の基本的な考え方がどうかというところまで来ると、この問題は単に愛知用水公団の仕事が終わってとりあえず総合的に技術陣容を活用することめにとりあうばかりと解釈することのできな問題を含んでおる。これはいづれ大臣の出席を願つた際にこういう問題に対する基本的な考え方がどうかという点をお聞きして参らねばならぬというふうに思ふのですが、当面、この農地局の事業面、いわゆる特定土地改良事業による農業開発部面、それから、先ほど来取り上げておりますこれから問題になる水資源の開発問題における総合開発との関連性、あるいは当面愛知用水公団法の一部改正に現れた考え方の基調、こういう問題は農林省基本問題調査会等の答申の関連で考へべきものであるかどうか、その点事務的な見解を伺つておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 御質問は二つございまして、もしも将来水資源の全国的な公団ができれば、その中で愛知用水はどういう地位を占めるのだという御質問が一つ、基本法関係といひますか、その中にあります機械の問題と関連して、今これをどう考えておるかという二つの御質問でございます。第一点の問題でございますが、これは少し先でございますが、もしも全国的な公団法というふうなものが御審議を経たあとで何かできるというふうな仮定いたしますれば、愛知用水公団がやっておりますした仕事は、木曾川水系、豊川が今度入るわけでございますが、それはその仕事として当然その中に入つてきまして、全体が公団の中の仕事に溶け込んでくる。でありますので、全体の公団の開発事業のこれは一部だというふうなわれわれは考えております。ただし、それは三十七年度以降の問題でございます。

それから、機構の問題との関係でございますが、これは、今先生のおっしゃいましたように、今後たとえば特別会計は全部公団に切りかえるのだ、こういうふうな意図を持ちましてこのたび豊川なり何なりを入れるというところを考へておるわけではございませぬ。これは、先ほど申しましたように、特定の水域の開発は開発公団ということで進もうかと思ひますが、それ以外のところは現在のところでは従来の特別会計は存続しているというふうなことは私どもは考へております。ただ、この問題は、私も、将来までこうだと割り切つて今やっておりますわけではございませぬ、将来の問題はまた将来の問題としてどうしたらいいかということに考へております。

テムでやる場合の問題点というところに相ならうと思うのでありますが、「農民による事業費負担制度にかえて、新たに施設使用権(物権)を設定する。この施設使用権は、特定多目的ダム法によるダム使用権を新公園の建設に係るダム、頭首工、水路等の施設に援用し、当該施設につきその建設費を負担した者又は対価を支払って利用する者に物権たる施設使用権を設定するものとする。」といわば売水制度といいますが、そういう考え方というものはこの考え方の中に出て参るわけですが、これも、これは今後公団システムでやる仕事の場合の重要な基本方針の項目になつておるわけですが、この基本的な考え方について具体的にさらに説明を願いたいと思う。

○伊東政府委員 御質問は二つございしますが、最初の問題は、中金の金をもしても使う場合に、そういう金がほかの産業、工業用水でございしますとか水道とかそういうものに行くのでは、まあいいのではないかと趣旨のお話があったのでございしますが、これは、もしもそういう場合でも、やはりアロケートされた農業分に使用するという場合には農業だけに使つて、ほかの工業水道でありますとか水道の方にアロケートされた分はそれは公共団体が起債で金をまかなつてやりますとか、そういう形になるかと思ひますので、先生の御心配のように、農業の金をほかのたとえば工業水道の方に使つてゐるのだということにならないと思ひます。将来の問題でございします。これが第一点でございします。

いろいろな土地改良をやりまして負担金をどうして取つていくのがいだらうかというのを考えておるわけですが、先生御承知のように、土地改良法その他におきましては負担金としてこれを取つていく。できました施設に、たとえば御朗読がありました特定多目的ダム法でやつておりますように、あれは、一応使用権という物権を新しく作つて、従来の公物に附属物としてやつた上に新しく物権を設定して、それに基づいて今度は水を使う方の人にはその使用権を取つていくというふうな形のもの、一つの合理的な形ではなからうか。たとえば、水を五トン使う人でもあるいは十トン使う人でも負担金は面積当たりで一緒だというふうな考え方ではなくて、一つ上の者がたくさん出して、多目的ダム法に考へましたような物権を持つて、そうしてその下で水を使う人からは使用料を取つていくということも、全然新しく水を取るといふ場合には合理的なものではなからうかというふうなことで一応考へたわけですが、まだなかなか農業関係ではそこまで参りません、今度の愛知用水公団法の改正あるいは全国的な公団の場合でも、そういう物権を設定して下の方では水の使用料を払つていくというふうな形には実はなりませんが、まだ、面積当たりで負担金といふと、そういう形で金を取つていくというふうな結果になつております。

○角屋委員 これからの農業情勢の變遷という問題と関連をして、売水制度の問題、つまり、水道を使う場合に水の代価を払うというふうな考え方、農業の場合にも売水制度の考え方を取

り入れてやつていくというほど、農業関係について経済的に条件があるかどうかというところは、非常にむずかしい問題だと思ひます。元來、従来の農家の常識からすれば、水というものは天然資源から恵まれて、それを活用しながら、過不足はないものであるけれども、いわば金のかからない水を使つてやつてきておる、こういう既成概念があるかと思ひますが、これからこの方針が具体的に実現して参りますと、ちょうど都市の人々が上水道の水をかうごとく水を買う、そういうことで現実に農業経営というものがこれからは総体的に非常にむずかしい状態の中であつていくかどうかというところまで十分見きまをしないと、売水制度そのものは大へんむずかしい問題だらうという感じが率直に言つてするわけですが、これは従來も問題になつた点であります、水利権という問題、歴史的に水の問題は血の雨の降るような水争い等もあつて確保してきた水利権、いわば慣行水利権というものは、今日法的な意味においては必ずしも磐石の体制ではない。総合開発の場合にもこういう慣行水利権というものが具体的に十分活用されるかどうか、どこまでそれが法的に裏づけられるかどうかというところは、大へんむずかしい問題になつております。これは、一九六〇年に農地局の方で、「日本農業と水利」ということで、水の問題に対してある程度検討した資料を出されておりますが、その中でも、農業水利権の性格というところで、この慣行水利権について私権であるかまたは公権であるかの論争が河川法の解釈をめぐつて今日までいろいろ展開をされてきて公権

われ解しております。水利権の内容でございしますが、これも先生御承知のように、一定の水量を継続的に排他的に使つていくのだということが内容になつております。

それで、われわれとしましては、慣行水利権につきましても、河川法で正式に許可を受けました水利権と法律上は一緒だというふうな考えでおります。ただ、問題は、慣行水利権の内容が一体どういふものか、たとえば何月から何月までに取水をして、その水量は何トンであるというふうなことにつきまして、実は、これは、正式に許可を受けております権利と違ひまして、内容が不明確な、いわゆる當時存在した慣行そのまゝが認められてゐるというふうな形になつておりますので、内容として正式の水利権より不明確な点はございしますが、法的な性格としては許可を受けた水利権と一緒のものだというふうな考へております。

○角屋委員 今の「日本農業と水利」の「農業水利権の性格」の中で取り上げておる、たとえば表8-6の「水利利用の根拠」という資料を見ますと、代表的な水系別に取入口数があり、河川法による許可、あるいは条例規則による許可、許可のないもの、この許可のないものの内訳として、この根拠に、判決、調停、契約、古文書、あるいは水利利用の事実のみ、こういうふうな形でそれぞれ数字が出ております。これを見ますと、許可のないものという条項がパーセンテージとしても相当の数を占めておる。やはり、今後、経済の成長に伴ひまして水の高度利用という観点から、単に農業関係の利用ばかりで

なしに、工業なり都市用水なりということになって、第一次産業と他産業との水の競合関係というようなものが出て参りますと、こういう非常にいいまいな、しかもきつちりしてない慣行水利権という問題が、農民の側のいわば犠牲においてそれが他の用水関係の活用になっていくという危険性は十分出て参ろうと思う。その辺のところはやはり今後水資源の公団の問題を取り扱う場合にも一つの問題でありましょうけれども、水問題というのは、私どもも、これ一冊読むまでもなく、従来から既成概念として持っておるところと比較しながらいろいろやっています。が、なかなかむずかしい問題を含んでおるわけですが、正式に認められるもの、あるいは許可がなくても実際慣行水利権として現存しておるもの、こういう問題を、やはり、今後の水の総合開発というような利用の中で慣行水利権の擁護というものを具体的にやっていく場合には、場合によってはおもつと法的規制を明確にするとか、いろいろなことをやはり考えていかなければならぬのではないかと思うのですが、そういうような問題に対して、農地局として、今後の慣行水利権の取り扱い問題というものをどういうふうに改善あるいは正していいますか、そういう考え方があれば、一つ明確に回答をお願いしたいと思います。

○伊東政府委員 慣行水利権の問題は非常にむずかしい問題がございまして、今先生おっしゃいましたように、慣行水利権だけ取り上げまして改善していくという問題は実は非常にむずかしいところがございます。それで、今われわれ考えておりますのは、これはいろいろな慣行水利権等がありますところ、その後新しい農業水利上の施設をいたすというようなことがかなり多うございまして、いいいますのは、今まで慣行水利権で何か所かで水を取っていたものを一本の合口にいたしまして、せきを一本にして、そこで合併して水利権を一つにして新しく河川法上の許可を受けて、正式な——正式なと言つては語弊がありますが、許可を得た水利権というものに直していくというふうな、何かはかの要素と一緒にやりまさんと、慣行水利権それだけ取り上げて合理化といふことは、なかなかむずかしいところがございます。でありますので、われわれの態度をいたしましては、そういう新しい施設をいたしました場合に、過去の水利権の合理化といふことが、内容をほつきりしていくというふうなことで改善をいたしております。ただ、慣行水利権は、これは、場所によりまして、水の量等につきまして非常に大きな量を持っております。現実に使っておりますものはこれに比較して非常に少ない、まあ水利権だけあつて水路は非常に狭くなつていて、そういう場合もありませんし、水路は広くてもそんなに水は使わなくてもいいというふうなことも実はございまして、これから、先生がおっしゃいますように工業用水なりあるいは上水道との競合とかいうことになって参りますと、農業の面でもやはり反省するところ、反省する必要があるのじやなからうか。単に慣行水利権があるからということだけで、現実には水を使つておらぬ場合に、そういうものをどうするかというふうなことも、これは農業と他産業との間でも合理化する必要があります。

しようし、また、農業の内部でも、慣行水利権だといつて上流と下流で非常に問題を起していることがございまして、農業の内部でも合理化をはかる必要がありまして、また、他産業との間でも合理化をはかるだらう。ただし、それをやります場合には、施設を近代化すると、何かそういうことをやりませんと、なかなか改善はむずかしいといふのが現状でございます。

○角屋委員 たとえば、私の三重県で例をとつてみましても、橋田川の合口によるところの農業関係の開発事業をやつたわけですが、従来の状態よりも、合口をやつた自後の水の関係の方が、地域によつては非常に悪化してしまつた。こういうことで、負担金もなかなか集まらないという問題が現実に今生じておる。総合開発をしていろいろの経費を使い、それが地元負担で下部におりていく。ところが、水の問題に焦点を合せてやつてみると、地域的には従来よりも、これは設計その他の問題も場合によつては原因になる場合がありましようけれども、悪化をする。なおかつ工事に伴うところの諸経費といふものを負担をしなければならぬという問題が現実には生じておる。宮川の総合開発の場合には、ため池その他では十分あるから受益地域に入れてもらふという問題がある。各地にも受益地域の含む問題としてこういう問題が出てくるだらう。漁業権の場合で言へば、やはり、工場の誘致に伴う埋立てとかいろいろなことになれば漁業権補償といふようなことになり、いろいろ補償問題も出てくるわけですが、慣行水利権といふことは今日の段階では法的にも実際上にも非常に問題が多いわけですが、そういう開発前と開発後における差といふものをやはり考えに入れたいと、地元への実際の直接受益の限界においていふ言葉を使つておられますが、こゝろあたりが実際問題としては下部の末端の農民の側から見ると割り切れない問題がしばしば各地において出て参ると思ふ。そういう点で、やはり、慣行水利権を合理化していくといふことは、これは一つの方向として考えられると思ふので、すけれども、合理化の過程で、既得権の問題と新しく合理化した案との差引計算といふものをどういうふうに取り扱っていくかといふことも、水に関する限りはやはり一つの問題じやなからうかと思ふのですが、そういう点では農地局としていろいろ検討されたことがあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○伊東政府委員 今の設例は、農業内の例を引かれましたが、同じ問題が、まあ水産の問題をあげられましたが、工業その他でもございまして。それで、慣行水利権で、たとえば十トンという取水権があつた、それがほかの工事の関係で九トンしか取れなくなつた、八トンしか取れなくなつたという場合には、そしてその水をほかに使うのだという場合には、これは当然補償の対象になつてやっております。また、農業内部でございまして、合口をいたしましたために一方の水の量が減つたといふような場合に負担その他でどう考えておるかといふお話でございまして、合口をやります場合には、原則としては、従来必要であつた水だけは流すといふのが原則でございまして。先生の御設例の場合に、合口をやつたところが、たとえば前に十トン水が入つてきたところが、今度は十トン入るといふことでやつてみたところが九トンしか入らなくなつたといふようなことは、これは設計の間違ひでございまして、何かそういうことがない限りは普通はないのだ、これは、十トンという権利はあつたけれども、実際は十トン使つてなくて九トンしか使つてなかつた、だから施設を新しくやるから九トンでいいんじゃないかといふようなことが私は多いんじゃないかと思ひますが、現実には十トン必要であり九トン取れたものが、この合口の結果九トンしか取れなくて量が減つてくるのだといふようなことであります。これは、負担金その他のところで、農業の内部で話し合ひをして、よけい利益をどうむるところが負担金をよけい出し、そうでないところは減らす、そういう負担金に軽重の差をつけて取つていくということが私は当然じやなからうかといふふうに考えております。

○角屋委員 今私が例としてあげた点は、合口の場合に矢板等で完全にやるつもりであつたところから、設計上はそういうことでやりましても、伏流水の関係でロスがあり、従つて、補助のまたせきを作つてやらなければ全体計画として当初考えておつたような形の水の受益関係にならない、あるいはまた工事の進捗といふものが当初考えておつたよりもずれるといふふうなことで問題が生じてくるのか、いろいろの問題がからんで、今日事例にあげたところでは相当きつつき資金というふうな点で問題になつておるわけでありまして。これは一つの事例で申

し上げたわけですが、そういうふうには、何でも入れて総合開発あるいは国営の事業というものをやりまして、地域別に見ると従来使っておる水の状態というものと必ずしも良好状態にないということが、設計その他いろいろの問題もあると思うので、すけれども、出てくる。そういうふうな場合の問題、あるいは先ほど来言っておるように、慣行水利権というものが今後やはり農業以外の開発も含んでやる場合にどういうふうな擁護されていくかという問題は、これは水資源の公団の問題が出てきた場合に農業の側からの問題としてやはりはつきりしたものを研究をし打ち出していくということが必要じゃないか、率直に言つてそういう感じを持つわけです。

この問題は時間の関係もありましてこの程度にして、次に移りたいと思ひますけれども、今度愛知用水の仕事が一応終了する段階に來ているわけです。そこで、各種の基本計画の変更に伴うところの、たとえば変更の資金計画の問題、そういう資金の償還計画の問題、これにからんで農民の地元負担の問題、こういうような問題が前々から何回か論じられてきたわけですが、これも、これは、ちょうど事業の終わる段階でありますので、基本計画の変更に伴う変更資金計画の問題について資料もいたしておりますが、国庫補助金、世銀、見返り資金、運用部資金、事業外収入、こういう各項目に分けて、実施計画作成時の昭和三十三年の段階と、修正をいたしました昭和三十六年の今回の計画の場合と対比しながら書いてあるわけですが、それに伴ひまして、アロケーションの関係

で、農業関係、電力関係、水道関係の当初計画のアロケーション、今回のアロケーションの数字、さらにそれに伴ひます農民負担の点が書かれていて、けですが、これらの変更資金計画の点で、特に農民負担の問題、あるいは、場合によつては、これは地元に戻つたとき新聞で見ただけでありますけれども、このアロケーションの関係で、県側の負担問題というふうなことでもう少し軽減してもらいたいというふうな要望が新聞報道として出ておりましたが、それらの問題が具体的に今日どういう話し合いになつてきておるか、これは、いずれ参考人を呼ぶわけですから、県側からの意見なりあるいは土地改良区自身の農民負担に対するいろいろな希望なりというものが具体的に出て参りますから、そのときにまたさらに参考人に意見を聞くかと思ひますけれども、いろいろ工事の予算増額その他に伴ひます今回の修正計画に関連をして、資金計画の今日までの折衝経過、そういう点を一つお話しを願ひたい。

○伊東政府委員 資料といたしまして、お手元に、基本計画を変更いたしましたので、資金調達計画とか負担区分の変更あるいは総償還額がどうなるかというふうな資料を差し上げておられますが、これは、事業費が、先生御承知のように、三百三十一億ということが実施計画時には予定されたわけでございます。これが、ことしの春正式に基本計画の変更をやりまして、実施計画を作りまして、縦覧、公告、法令の手続を経まして、実は確定いたしましたわけでございます。基本計画を変更しました中で一つの大きな部分は、今先生が

おっしゃいました資金計画、資金の事業費が変わりましたこと、負担区分がそれに伴つて変わつてきていることが一つの大きな内容の変更でございます。私も、面識が従来は三万三千町歩といふことで、予定していただいたのでございますが、今度の基本計画で約三万町歩ぐらいに減つておるわけでございます。それで、この三万町歩ぐらいに減りました前提といたしまして、事業費は約九十億ぐらゐふえたわけでございますが、これを何とか農民負担につきましては、総償還額は従来の四万三千円ベースを守つていきたいということ、これはいろいろ折衝をしたわけでありまして、それで、この負担区分等をごらんになりますとおわかりでございますが、農業の中で、国庫につきましては百三十億が百八十億にふえるというふうなこと、県もこれは特別負担をいたしまして四十三億が八十二億といふふうなふえております中で、農民につきましては、これは百三十億時代には九十九億という負担額、約百億でございます。これは、これを九十億というふうには、実は減少いたしております。これは、農民負担をなるべく、面積は減りまして、総償還額は四万三千円ベースで持つていきたいということから出ました結果でございます。それで、これは、農民負担が減りますには、県の特別負担等がございます、そういうことによりまして、従来は果樹につきましては全然補助金が出なかつたといふものにつきまして、国、県で補助金を考えますとか、あるいは開田・開畑等につきましては、従来は国と農民だけで負担をしておりましたものを、県にも

負担してもらつたといふような、いわゆる補助率等につきましてもなるべく農民に有利になるようにといふような操作をいたしまして、九十九億を九十億まで、事業費はふえましたが農業内の農民負担を下げたいといふことを実現したわけでございます。それから、負担区分の中で、電力につきましては、従来二十一億ぐらゐでございまして、これが二十三億になつておる。水道が四十億でございまして、これを五十三億というふうな、電力、水道等につきましても、それぞれ、従来のような考え方、なるべく公平に負担をせめてもらつたといふような形で負担をきめたわけでございます。その結果、電力、水道、水道といふのは県でございまして、県等と、もう資金計画につきましては全部話し合ひがつきまして、今お手元に差し上げておりますような負担区分、その償還額というものが、一応予定されたようになったわけでございます。何となく農民の諸君の負担が上がらぬようにという努力をいたしておるような次第でございます。

○角屋委員 この点は、あす参考人が参ります際に、さらに現地側の御意見と見合つてお聞きすることにいたしまして、各種借入金金の償還の問題でありまして、愛知用水事業の終了に伴ひまして、国際復興開発銀行の關係、あるいは余剰農産物の關係、さらに特別会計等資金運用部資金、各方面についての借入金金の償還の問題が出て参るわけです。

最初に、国際復興開発銀行の關係は、利子が年利五分七厘五毛といふこととで、三十六年五月まで据え置き、据置期間中の利子は元加されて、据置期間の満了後は、現金は、世銀の作成する償還計画表に基づいて、十六年で、利子は経過分を五月及び十一月に支払う、こういうことで、十七億六千四百万円の前額に上る金が支払われていくわけですが、これは大体予定通りの方針で優先的に支払つていくといふことでやつていくわけですか。

○伊東政府委員 ただいまお話しになりましたのは国際復興銀行からの借入金でございまして、先生のおっしゃいましたような償還条件になつておりますので、この通りの方針で、農民から、あるいは電力、水道からも金が返ってくるものがございますので、そういうものを含めまして、そういう償還条件通りに返していくということでございます。

○角屋委員 余剰農産物關係は、第一次協定分のもの、あるいは第二次協定分のものといふふうに、いろいろ協定の關係の問題があつてなかなか複雑になつており、据え置きあるいは支払いの關係等もなかなか複雑になつておるわけですが、余剰農産物關係の支払いという問題について、具体的に一つ説明を願ひたい。

○伊東政府委員 余剰農産物で借りましたのは、第一回目が十六億でございます。これは昭和三十三年の三月までが据え置きになつておりまして、これは先生よく御承知のように金利は四分で借りております。それで、据置期間中の利子といふのは、四分のうち一厘だけ払いまして、三分九厘というものは元加するといふような契約で借りておりました。据置期間の三十三年の三月以降からは二十二年間で元利均等年賦で支払つております。

○吉國政府委員 法制局では実は河川法の問題は第二部でやっております。て、本来ならば第二部長が見えましてお答え申し上げるべきでございます。て、先ほどあるいは第二部長もこちらに参つたかと思いますが、第三部長というお話で私こちらに参りまして、担当でございますので、あまり的確なお答えはできませんので、ごさいけれども、先ほど来農林省の農地局長から申し上げましたように、水利権につきましては、もちろん河川法の十七条以

下の規定によりまして与えられた許可によつて生じた水利権と、それから、慣行上生じた水利権と二種類があることは、学説上もあまねく認められておるところであります。ただ、その水利権の内容につきましては、行政法上はいろいろ議論がありまして、この点につきまして、先ほど来角屋委員のおっしゃいましたこと、あるいは農地局長の答弁申し上げましたところによつて尽きておると思ひますが、いづれにいたしましても、何分にも河川法は明治二十九年に制定せられまして、終戦後基本的な法律は逐次改正せられまして新しい憲法のもとにおける法制として整備されて参つておるわけでございますが、河川法につきましてはいまだにこの古い法律のままである状態でございます、相当な部分の問題が、あるいは学説により、あるいは判例等により処理されておるやうな面もございます、数年来河川法の全面改正というものは建設省を中心として関係各省いろいろ議論をしておるわけでございますが、なかなか調整に困難なような問題もございまして、まだ依然として明治二十九年の法律が生きておるやうな状態でございます。いづれこれは近いうちに全面的に改正をせられることと思ひますが、その際には水利権の内容等につきましても的確な明らかな規定を設けることが望ましいというふうに考へております。

○角屋委員 この愛知用水公団法の一部改正というものが、一応二十四日まで会期中に通過する場合、これから新しい公団の豊川用水事業を含んでの開始を八月一日ということに予定を

しておるようですね、御承知の、今度の法改正の中では、農林大臣が事業の基本計画を作る場合の関係各省への同意手続の問題に対する必要期間、さらに、農林大臣の事業基本計画の概要の公表及び事業基本計画の公団への指示の法第二十條第一項の問題、それから、公団の事業実施計画の農林大臣へ提出という法第十九條第一項、第三項の問題、引き続き農林大臣の事業実施計画の公告及びその縦覧期間、法第二十一條第一項、これに伴うところの必要な縦覧期間の問題、これに對しての公団の意見書の審査期間、法第二十一條第三項、施行規則の第四條、それから農林大臣に対する意見書の関係者からの提出期間、これは法第二十一條第七項に關連する問題、農林大臣の意見書の審査期間、施行規則の第七條の關係、それから農林大臣の事業実施計画手続終了の告示、法第二十一條第十一項の關係、こういう各般のそれぞれの手続を経て公団の豊川用水事業を継承しての事業開始ということになるわけですが、今日、法改正の中身とも関連をして、これは政令の定めるところというところで期間を明示しない点もあるわけですが、一応会期末の二十四日まで大体終わるものとすれば、どの辺のところを短縮し、政令の定める期間のめどをどの辺に置いて実際に八月一日に持つていこうというのか、あるいは八月一日が少々ずれるということも考へに入れて今日準備をされておるのか。これは、法的規制の問題が各条項ごとにあるわけですね、従つて、その条項はその手続を踏まなければならぬということになるわけですが、その辺の、今後のこの法

案が通る場合の段取りというものはどういふふうになっておりますか。

○伊東政府委員 この法案が通りますという仮定でお話し申し上げます、これは、法律には、附則で、施行の日が公布の日からというふうになつております。それで、ただ役員の規定だけが、四月をこえない範囲内において政令で定める日となつておるだけで、全般的には公布の日から施行ということになつております。今先生がおっしゃいましたように、法律が通りますという前提で考えますと、今の手続等には法律で定めてあるだけで七十五日はかかります。公団から事業実施計画が農林大臣に出ます前に農林省で事業基本計画というものを作りまして、そしてこれは各省へ相談をいたしたり、その上で今度は公団に指示するという手続をどうしても二週間ほどかかります。これには十日ないし二週間ほどしてもかかるだろうというふうに思ひます。これは法律には日は切つてございませぬが、そのあとで今度は公団が指示を受けますと事業実施計画を農林省へ出してきます。それを今度は縦覧・公告をし、審査をし、意見が出るというやうなことをやつておきますと、それから七十五日が法的の手続を要する期間でございますので、現在、現実の問題として、公団が豊川用水事業を包括しましてやりますのは、八月一日ということは無理になります。ただ、予算には、実は一応豊川の国営事業というものは七月までだけに必要な予算を組んでおまして、あとは公団に移るといふ形をしておりますので、これは、流用等の手続をいたしまして、若千豊川の事業をやりますのが延びます

場合には、現在の特定工事で、特別会計でやつておきます期間を予算の流用をやつて少し延ばすというやり方をするだろうというふうに考へておりますが、これは、法律が若干おかれますけれども、流用だけで支障なくやつていけるというふうに考へております。だが、あまり八月、九月、十月になるといふやうにおくれることはできませんが、おっしゃいましたように期間内にこの法律が通りますれば、現実の問題としては実行できるというふうに思つております。

○角屋委員 今度の豊川用水の關係の仕事については、承継關係で、補足説明でもありましたが、國営關係の問題の承継はこれは問題はないとして、從來農林省が豊川用水事業区域内において工事を行つておる土地改良事業については公団への継承問題、これについてはやはり双方の話し合ひということに建前としてはなつておると思ひますが、これらの点は大体話がどの程度までどうするということが済んでおるのか、あるいは、先ほど、午前中の質問でもありましたが、いわけは、これから話し合ひをして県でやるべきものがあるいは公団が継承すべきものをきめるのか、まだまだ白紙の状態か、相当程度話が済んでやつておるのか、その辺の状況はどうなのか。

○伊東政府委員 これは、國営は先生のおっしゃつたやうな手続をやれば当然公団の事業になります、県営につきましては、県の申し込みがあつて初めてこれは公団の事業になるわけでございます。それで、私の方としましては、この点は県と話し合ひをいたして

おりまして、これは、県営事業だけではなく、さらに下の末端の団体事業の一部もこれで行なうことになりまして、そうして初めて公団の一貫施行として効果が同時に発生するということになりまして、当然、私どもは、これは県当局と話し合ひを現在もいたしております。

○角屋委員 愛知県の方で昨年の八月に愛知用水地域農業計画案というものを具体的に作成されて、これからの愛知用水事業の仕上げというものを實體に即してどういふふうに行つていくかという一応のプランが出されておるわけですが、これは、私もかつて現地調査をしたときから見れば、大きな前進であり、事業完了に伴つて並行的に仕上げの方向の仕事が始まつていくという意味においても、県側の努力と云ふかではございませぬが、ただ、この中身の問題と関連をして、単に県がこういうことで具体的に推進するばかりじゃなしに、農林省の農地局の愛知用水事業を完了するにあつてのこれらの指導体制というものも当然関連をして参るわけですが、これを取り上げて参りますとたくさん問題があるわけですが、本日はそう大きく觸れて参ることはあと時間の余裕もありませんが、先ほど資金計画の点で觸れました受益面積の変更という問題が、約三万三千ヘクタール程度から三万九千八百四十ヘクタールに減つておる。これは、田の場合に一萬六千四百四十一・七ヘクタール、畑の場合に八千七百四十一ヘクタール、山林原野の場合に二千七百三十九・四ヘクタール、その場合の開畑・畑地灌漑が二千二

百五十二ヘクタール、開田用水補給という面で四百八十七・四ヘクタール、それから、既設畑の開田用水補給という面で二百七十六・三ヘクタール、縮めて三万九千八百・四ヘクタールという受益面積の変更があったわけですが、これも、この受益面積の三千ヘクタール近い変更の根本的な原因というものはどういふところにあったのか、まずそれを承りたい。

○伊東政府委員 減りました原因でございますが、一つは、従来の三万三千町を出したときの統計調査部関係の資料を使ってやりましたこと、今度は、農家の土地台帳を使ってやりました計算から出てくる違いも若干はございます。それはそれとして、未墾地買収等で予定しました面積が足りなかつたことにも一つの理由がござい

民負担は四万三千ベースを守りたいという事で今検討しておるわけであります。

○角屋委員 愛知用水の仕事のこれからの仕上げの中で、農地の造成あるいはこの配分、あるいは入植との関連の問題というところが一つ問題になるわけですが、農地の造成に伴ってどういふ対象を中心にして経営の拡大をやっていくか、あるいは新規入植というものはどの程度に計画ができるのか、こういう問題が一つあるわけですが、これも、資料によりまして、農地の造成部面は山林原野を開発して約千五百七十八ヘクタールの耕地、このうち開田が二〇〇、畑地八〇〇が造成されるといふうな計画のようにこの資料ではなっております。そこで、この資料の数字でいきますと、経営拡大の面では七十ないし百アールの経営規模の者に対して配分面積として三十ないし五十アールのものを配分していく、あるいは場合によっては二十ないし三十アールのものを配分していく、百五十ないし二百アールの者に対して十ないし三十アールのものを配分していく、これがそれぞれ千六百戸、千二百戸、六百五十戸というのが配分予定の対象農家戸数であるという一応のプランが出ておるわけでありますけれど、こういう形からいくと、配分の対象というものは、経営その地域としては比較的中以上の者に力点を置いて経営の拡大をやっていく、こういう考え方、つまり、農業基本法で言っておる政府の自立経営に近づけるという考え方がこゝで具体的に現れているのではないかと感じます。農林省の指導としては、県の資料

料によるこういう考え方で農地の造成分に對する地元増反というものを具体的に指導されていかれるのか、あるいは、これはプランであるけれども、彈力的にやはり現地の実情に見合ひながら考えていくという方針であるのか、それが一つの問題。さらに、新規入植の問題については、これは、この資料によりまして、百八十三戸新規入植を計画し、大体一戸当たり百四十ないし百七十アールの範圍で配分を考えていく、しかもこの問題については牧尾ダム建設に伴うところの水没者を優先的に受け入れるというような考え方をとっておるようでございます。けれども、現実の状態はそういうことで進んでおるのかどうか、こういう農地の造成とその整備関係の問題の現時点における指導なり考え方、実情というものを一つお伺いしたいと思ひます。

○伊東政府委員 大部分が増反でございますが、入植につきましましては、先生のおっしゃいましたように、牧尾の水没者につきましては、これは優先的に考えていくことは事実でございます。入植者というのは約二百戸見当でございます。入植して、大部分が地元の人の増反用にとり当てていくという考え方をとっておることもその通りでございます。具体的問題は、実はどういふ人にどのくらいやるというところにつきましては、大体県の審議会等で相談をしてやっております。実は、農地局自身としまして今どういふうな増反者にどのくらいというはつきりした指示はないとしておるわけでございます。これは県等が中心になりましてやっております。ただ、まだやりましておるは大部分でございます。

残つておるわけでございます。これにつきましては、県等とよく私の方も相談いたしまして今後進めていきたいというふうな考えですが、今先生が御指摘ありましたように、少しの者にでもだれにでも与えるというやり方よりも、私も私としては、せつかくやるならやはりある程度の規模になるようにということを考えていくのは、これは当然じゃないかというふうに思つております。

入植の問題は、これは、入植戸数等は先生のおっしゃったように大体二百戸前後でございます。しかし、これはまだ全部入つておるわけではございません。できたところから入つておるわけでございます。水没者等は優先するといふことはその通りでございます。しかし、そのほかの人は、大部分は県内の人かここに入植してくるといふ従来の方針通りでやっております。

○角屋委員 さらに、農地の造成・整備の関係では、耕地整備事業の関係はまだこれからの問題が具体的な実態としてあるわけで、団体の愛知用水耕地整備事業としての四千五百七十二ヘクタールの関係以外に、愛知用水土地改良の関係では六千四百二十一ヘクタールの問題が本事業採択基準と関連をして一団地二十ヘクタール以上のものと

いうことでは対象として出て参るものと数字的に思ふのですが、さらに非補助融資事業等も含めて、これから耕地整備事業についての仕事を仕上げていかなければならぬ問題があるわけですが、これらの問題は具体的にどういふうに進めていかれるのですか。

○伊東政府委員 耕地整備の問題は、愛知用水が対象にしておりますものは三月末で約八四、五％くらい完了いたしておりますので、これはこれで四月末までには完了するだろうと思ひます。そのほかのものにつきましては、実は、耕地整備のほかに、あの辺の団体管であり排水の問題でございますとか、実はいろいろ残つております。これは、私の方としましては、三分五厘の融資と、それから団体管事業の補助事業と両方でやっていくという事で、ただ、これは愛知県のほかの地区の問題もございまして、こゝだけやつてほかをやらぬというわけには参りません。若干ふれるところも出て参るかと思ひますが、今申し上げました三分五厘、それから団体管の補助事業、両方で地元の希望に合うように実は団体管等の排水につきましては今年度からやっております。

○角屋委員 これは水田の改良事業の約六千四百七十三・三ヘクタールの問題にも触れて、団体管としてこれからやらなければならぬ五千四百四・四ヘクタールの問題、あるいは二十ヘクタールに達しない場合の非補助の千六十九・九ヘクタールに対する予算措置の問題も含めて出て参つたのでございます。

いづれにいたしましても、愛知用水事業そのものとしては一応終わるといふたし、今後の耕地整備事業あるいは水田改良事業あるいは富農を含んでの今後の諸問題になると、これからいよいよ参る仕上がりというところは、私どもは、愛知用水事業の基幹の仕事については完了したけれども、いよいよこれから仕上げる仕事がかかるといふ段階に解けたして

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十七号 昭和三十六年五月十六日

おるわけですから、そこで、たとえば新しく畑地灌漑というものを考えていかなければならぬ、あるいは水田の用水補給というようなものも考えていかなければならぬ、さらに農業以外の問題としては工業用水あるいは都市用水の問題も配慮していかなければならぬということになるわけですが、たとえば畑地灌漑の問題については、畑地灌漑ローテーション・ブロックというふうな構想のもとにおいて輪灌漑というふうなものをこれから具体的に考えていこうという構想のようでありまして、けれども、今後の畑地灌漑の具体的な実施方法というのについての考え方をこの際お聞かせを願いたいと思うのです。愛知県資料によりますと、これはローテーション・ブロックというふうなものも構想に入れて、このローテーション・ブロックの考え方は、九・六ないし一〇・八ヘクタールのもので、あるいは四・八ないし五・四ヘクタールの範囲内のもので、この二様のような考え方で、大体間断日数六日を前提に考えながらローテーション・ブロックの輪灌漑をやっていくという考え方の方でありますが、今後の愛知用水の場合の畑地灌漑の実施方法というものについての農林省の指導的な考え方はどういふ点に置かれておるのか、お伺いしたいと思います。

○伊東政府委員 これは私がお答えいたしますより振興局等でお答えするのが一番いいだろうというふうに考えておりますが、今後の営農のやり方、指導としましては、これは、単に農地局というだけではなくて、農林省全部としてやっていく必要があるだろうというふうに考えておりました、農林省としましては、東海近畿の栽培二部等がございまして、これが中心となりまして県の試験場なりあるいは営農指導員と連絡をしてやっていく、指導していくという体制を考えているわけでございます。営農の指導等につきましては、当然、そういう農林省、県、その県の中で試験場、普及員という形で指導して参るわけでございますが、今先生のおっしゃいましたのも一つの考え方でございます、大体水計算その他におきましては六日に一回の灌漑をする、一日五ミリのいうことで六日に一回三十ミリの灌漑をしていくというふうな形でやっています水計算をいたしていただくわけでありまして、営農の指導といたしましては、先生おっしゃいましたローテーション・ブロックを作るということも当然一つのやり方でございます、現在でも、実は、畑地につきましては、七カ所国が補助をいたしまして、一方所一ヘクタール、これは十戸の農家がそこで実地に畑地をやっています、そして展示園的なものもやっています、そういうふうなことも現在実は考えております。そのほかに、県が単独でも三カ所ばかり設けてまして、愛知用水地区につきましては、そういう畑地灌漑の指導園場を作ってやっておりますことと、普及員等も濃密にここに配置しまして、今後この地帯の営農の指導を考えていくというふうなことをやっておりますので、それでは現実の畑地のやり方はどういふのが一番いいかというふうなことは、トライ・アンド・エラーと言つては語弊があります、これから徐々にやっていく。一番いいというのなるべく早く、しかし一つ一つ積み上げていってある固定したものを作っていくということが必要じゃないかというふうに考えております。この点につきましてはまた明日でも振興局あたりから御説明いたしたいというふうに考えます。

○角屋委員 愛知県は、愛知用水地域農業計画、さらにそれに関連した部落農業計画というふうなものを一項から七項までのそれぞれの区分に基づいていろいろおせん立てをしておられるようでありまして、この問題の細部に入つて専門的な問題に触れてくると、農地局長は必ずしも営農の専門ではあられませんが、この程度と言つては何ですけれども、次に移りたいと思つて、今の問題と関連してありますけれども、国の試験・研究あるいは営農指導体制の問題ですが、御承知の通り、試験・研究の問題では、東海近畿農業試験場栽培第二部というものがそれぞれこれから指導体制の根幹になるというところで、武豊農業試験地あるいは東郷の試験地というふうなものに区分をして、計画によりまして武豊試験地関係では基礎研究、東郷試験地関係では応用研究、こういうふうなことで、県の農業試験場、あるいは県庁内の普及部門、あるいはさらに他の全体の試験研究機関との総合的な連携というふうなことでやられようとしておるようですが、この際愛知用水事業という点に必ずしも焦点をさし当てる必要は場台によつてはないかと思つておられる、農林省としてこれからの試験・研究体制の県との関連あるいは農林省自身のこれからの体制というふうなものについて少しくお話しを願いたいと思つております。

○伊東政府委員 御質問でございますが、私がお答えするより振興局が来て御説明すべき問題でございますが、今先生がおっしゃいましたように、農林省としましては、東海近畿の農業試験場の栽培第二部がございまして、それが武豊と東郷の試験地を持ってそれぞれ基礎研究なりあるいは応用研究をいたしておりますことは先生御承知の通りでございます。そのほかに実は公団が大府に試験地を持っていたわけですが、私ども、これはやめまして、今度はあけて国と県の試験・研究機関で指導してもらつたというつもりでございますが、東海近畿の栽培第二部は、これは愛知用水公団ができましたと云つてもいいくらいに、あそこで畑地の研究をしようというところでわざとできたものでございまして、今後ともここが中心になりまして愛知用水地区の畑地問題は研究・指導してもらつて、農地局ではそういう希望を持っておりまして、県の農事試験場が安城なり豊橋にございまして、また、園芸試験場も蒲郡とか温美とか豊田にございまして、県の試験場と今申しました国の東海近畿の農業試験場でタイアップしてもらつて、基礎研究なり応用研究をしてもらつて、それが県の普及部門において参りまして、これが愛知用水地区なり、豊川ができましたれば豊川の畑地地区なりというものを指導してもらつたというふうに考えておりますが、何と言いましても、畑地はあつちこちにございまして、これはほど大規模に畑地をやりますところは全国で初めてでございますので、この畑地というものは全国から注目されておる地帯でございます。

○角屋委員 これは関係局長も来てもらつておればさらによかつたと思つて、営農の問題では、やはり愛知用水の開連地域の専業、兼業別農家の実態というふうなものを一つ考えてみましても、県の資料によれば、昭和二十六年が愛知県全体として専業四九・一、兼業五〇・九というものが、三十二年には専業が四三・〇、兼業が五七・〇、愛知用水開連地域全体で見ると、専業が二六・六、兼業が七三・四、三十二年には四〇・九、兼業が五九・一というふうな、兼業化の方向がどんどん進行してきておる。これは尾張北部、名古屋東部あるいは知多北部、知多中部、知多南部、それぞれによつてまた兼業化の傾向のウエートの差はありますけれども、そういう問題と知多半島の沿岸地域における今後の工業化の進捗傾向、それに伴う工場敷地ないしは宅地化の傾向というものと関連を、今後の愛知用水事業の仕上げる仕事と見合つての営農指導体制というふうなものを具体的にどういふふうな指導していくべきかという点とは非常に重要な問題であり、また、その指導いかんによつて、先ほどの資金計画に伴うこれからの世銀あるいは余剰農産物、資金運用部資金等の長期にわたる返還問題がスムーズにいくか、あるいは場合によつて支障が出てくるかというふうな問題ともやはり相当に結びついてくるし、また、一

体、そういう地域で畜産・果樹を中心に
していても、具体的にその他の農産
物も含めてどういう輪作体系でもって
やるか、さらに灌漑ということも関連
してくると、作付規則的な性格もある
程度繰り込まざるを得ないというよう
な問題の総合的な指導の方向、あ
るいはそこで出てくるいわゆる政府の
農業基本法からいけば協業化の方向と
いうものをどういうふうに織り込んで
くるのかという各般の問題がなかなか
むずかしい問題として出てくるわけ
ですけれども、これらの問題については
一体どういうふうにしていかれるつも
りですか。

○伊東政府委員 今先生おっしゃいま
したように、この地帯は兼山から師崎
までございまして、非常にいろいろな
地帯を含んでおるわけでございます。
北の方あるいは南の知多の方に参りま
すれば専業農家が多い、途中のところ
はかなり兼業が多いというふうな実態
になっておることはその通りでござい
ます。それで、私どもの方としてしま
しては、一つは、ここに水が引けるとい
うことになりましてこの地帯が一体ど
うなっているのかわかるかという意味の愛
知用水受益地区をしぼりまして、今後
の農業経済というものがどんなふう
に進んでいくのかということ、実は技
術会議が中心になりまして、関係部局
で集まりまして、ここにきましては
かなりテンポが早いいろいろな農業上
の変化が出てくるのじゃないか、ある
いは他産業との関連の変化が出てくる
のじゃないか、全国的な一つのモデル
と云っては何でございまして、ここを
精密に調査しておけば、あるいはほか
の地区でもこういうものは類推できる

のじゃないかということ、ここで濃
密調査をやるというところを、これは農林
省として一つ考えてございまして、それ
から、これは調査でございまして、先
生のおっしゃいましたように、これか
ら兼業化が進んでいきます場合には、
管農の面から言うと土地自体の問題と
してはあまり効率がよく使われないの
じゃないか、そういう場合には、当
然、共同経営といいますが、協業経営
といいますが、言葉は何でございませ
ん、そういう一部協業でありますと
か、あるいは全面的な協業の問題等か
らもあるいは出てくるかもしれません
。しかし、私どもとしては、現
在のところでは、その経営形態がどう
なるであろう、あるいはまたどうい
うふうなものに指導すべきだという
経営形態までを考えたというう
まの地区の中でこの地区はどういう形
態が、どういふ地区はどういふ形
態が、いといふところでは、実は農林省
としてはまだ結論は持っておりま
せん。ただし、先生がおっしゃいま
したように、ここは相当変化があるだ
ろうと思っております。あとの管農を、
どういふ形のものを作付し、どうや
っていったら農家の所得として一番有
利なものができるかということにつ
きましては、実は、管農の計画等が、先
生がさっきおっしゃいましたように、従
来に比較いたしますれば、特に果樹、
柑橘類でございまして、あるいは、
飼料作物をふやして、ここは十分成
立つところとございまして、酪農を入
れていくということをしていまして、
従来の管農で考えておりました作物等
につきましてはかなり大幅な変化をし
ていることはたしかでございまして、こ

れをどういふふうな経営形態と結びつ
けていくかということにつきまして
は、先ほど申し上げましたような管農
指導の体系を通して、またこれは
農民の希望ということもありましょ
うし、その辺のところは、土地改良区な
り、あるいは農協なり、あるいは農業
関係の団体とも相談しまして最も適
当なものを作っていくというふうな考
え方をとって参りたい。早急に一定の
型を作っていくというふうなことで持
ていくにはなかなかむずかしい地帯
であるというふうには思っております。
○角屋委員 あと丹羽先生の方から
お尋ねがありますので、私たくさん聞
きたいことがありますが、私たくさん聞
きたいことがありますが、二点ばかりで
とまず終わりにしたいと思っております
が、かねてこの問題を取り扱って参
りました本委員会の場合に、愛知用水
の配分問題が、知多半島方面におけ
る工業の進展とともに、農業用水関係
の犠牲というふうなものが出てくる
かどうかということが問題になりまし
た。東海製鉄の誘致問題とも関連を
して、具体的に兼山で取るべき水は毎
秒三十立方メートルという設計断面で
実施されているということになれば、お
のずから工業用水方面というものは当
初基本計画で考えた以上のことはな
かむずかしい。ところが、その後、灌
漑期は別として、非灌漑期に堰堤を作
ってそこをためて利用するという問題
等、いわゆる運営問題等も出て参り
ましたが、こういう農業用水と工業用
水との競合関係、これが、県自体の計
画としてこれから十年間の展望をした

場合に、所要の農業関係あるいは工
業、都市用水関係の水がどうなり、そ
れをどういふふうな充足するかという
問題については、あす今日の時点にお
ける現況というもののについてお聞き
したいと思っておりますけれども、か
ねて本委員会でも私が取り上げて問
題にしたことがありますが農業用水と
工業用水あるいは都市用水との問題の
調整というところについて、最近まで
の話し合いの現況というところにつ
いてお伺いしたいと思います。

○伊東政府委員 水の問題でござい
ますがこの前基本計画の変更をやりま
した場合には、農業用水の補給水量を
は変更いたしました。工業用水、
上水道につきましては四千五百万
トンというものはじつにございませ
ん、農業用水の一億二千二百万ト
ン、四千五百万トンというふうな増
加いたしております。これは、御承知
のように、あそこでは開田の希望が
かなりふえましたこと、もう一つは
地帯の灌漑期間を延長しております。
それから、水田につきましても早期
栽培を早めるというふうなことも
いたしまして、また畑灌漑のロスが
五割くらいだったのを二〇%に見
ました関係等からいたしまして、農
業用水を一億一千二百萬トンから
一億四千五百万トンというふう
に基本計画で変更いたしましたわけ
であります。先生の御質問の工業用
水、上水道の問題でございまして、
これは、昨年六月から七月でござ
います、実は、本委員会では一ト
ンというものが問題になったわけ
であります。これは、四千五百万
トンの水路を使わねばならないと
して、先生がおっしゃいました約一
千五百万トンの工業用水専門の貯
水池を作ります。そこをためておく
ことによりまして、工業用水として
増加して使いたい。それは兼山の
二百トンという貯水条件を変更し
なくても、一トンは従来の水計算
からいって農業に支障なく取れる
ということ、一トンの問題が
出まして、これにつきましては農
林省としても農業用水の支障の
ない限りは協力するということで
ございまして、今度の負担の場
合には、その一トンにつきましては
水道が負担する。水道の負担の中
には、そのほかの問題になります
と、これは、実は、あそこでは
工業用水と上水道水利権はくわ
ずかでございますが、農業水利権
は先ほどお話しした水利権を入
れまして、全部で七十一、二ト
ン農業、工業、上水道を入れて
ございまして、こういう問題と
関係が実はございまして、下
の水利権との話し合いが
つきますれば、貯水条件等から
考えて中京地帯で使いたいという
希望を持っておりますが、これ
につきましては、関係機関ある
いは農民の関係等相当ござ
いますので、まだその点につ
きまして、どういふふうな具
体的に話し合いが

くというところには参っておりません。

○角屋委員 今の農業用水と他の用水関係の競合の問題は、これは愛知県今後の発展の問題ばかりではなくて、木曾川の下流の特に農業関係を中心にした慣行水利権の關係等から見て、兼山地区の取水を多量にすれば、下流域域における海水の逆流の問題、それからまた塩害問題というのは従来から出ている問題と関連してくるわけですから、この点は今後総合的な検討ということになるかと思いますが、あした参考人が参りますれば、名古屋、知多半島方面における今後の産業経済の発展と用水関係の問題についてどういうプランを持っておられるかという点について一つ聞いてみたいと思っております。その点と関連をしてさらに次の機会にまたお伺いすることにいたします。

最後に、愛知用水公団法の一部改正に伴いまして、豊川用水関係の仕事を受け入れることに相なつて新しい公団の陣容がきまるわけですから、その場合に、愛知用水公団の陣容の中でも、これは総人員ということではないと思いますが、私の手元の数字では、七百七十名中公団の受け入れ人員四百九十名、そのほかに豊川用水からの受け入れ人員を加えて、愛知用水公団法の一部改正に伴う新しい公団事業の発足にすべし出す、こういうことのように話を承っておりますわけですが、この愛知用水公団の關係で、引き継ぎ公団に残る問題、それから、やめて行く人々、それから、農林省もしくは県側で受け入れる人々、こういう問題は直接農地局としても参画をされ

て今日までだんだんと話を詰めてきておると思ふのです。それから、豊川用水関係の受け入れ人員、そういう人員で大体三十七年の三月で五百三十名かと思ひますが、この内訳の中では、本省業務関係百名、あるいは愛知用水管理業務関係八十七名、愛知用水工事業務が五十名、あるいは豊川建設工事関係が二百九十三名、こういうことで、こまかく合うかどうかは別として、法律改正に伴うところの身分の移動あるいはそれに伴うところのいろいろな処理問題というのがあろうと思ひますが、こういう関係は具体的にどういうふうな処理してきておられるかという点についてお伺いをしたいと思ひます。

○伊東政府委員 今おっしゃいましたように、愛知用水と豊川との人の関連でございますが、まず豊川には大体百三十人くらい現在おります。これが先生のおっしゃいました機構改革と公団はつながるのではないかと、ということで、実はいろいろ問題がございましたが、私どもとしては、豊川の人については一つなるべく希望通りに考えまして、一つなるべく希望通りに考えまして、という人があれば公団にそのまま移ってもらふし、そのほかの、たとえば本省に行きたい、あるいは別の事業所に行きたいというふうな希望があれば、なるべくその線に沿うてやりまして、というふうなことを考えまして、これは私どもはスムーズにいつておるといふふうに考えております。ただ、まだ引き継ぎその他ができておりませんが、希望を聞いておる段階でございますが、豊川の人につきましては、そういうふうなことを話しまして納得を得て

おるようなわけでございます。愛知用水につきましては、先生今数字を述べられました、大体五百三十人くらいが予算の定員として計上されてございます。内容は、先生おっしゃったように、一般管理が百名、あるいは豊川は二百九十三人、そういうような数字になつて、これは予算が計上されておるわけでございます。そうしますと、三十五年末の定員から見まして二百四十人くらいがどこかに再就職をしなければならぬという事態になるわけでございます。そのほかには豊川からも若干愛知用水に行くということになりますと、二百四十人でなくて、一応二百八十人というものを目安にしまして公団の人に身分の振り方を考えていこうということ、農林省の農地局の中にその関係者で委員会を持ちまして、公団にもそういう係を持ちまして相談に應じておるわけでございます。現在までに、約六十八名くらいの方が、役所に帰りました、あるいは県に出ました、あるいは一般の民間の会社に就職をするというふうなことで、七十人足らずの人が今までにそういう方面に出ております。あと、年末まででございますが、二百名くらいということを考えておるわけでございます。この人たちににつきましては、公団と私の方で本人の希望を聞きながら再就職ということについては、これによつてほんとうに失職してしまうのだということでないように職を見つけてかわつてもらうというふうなことを考えておるわけでございます。今までのところでは、そういうことによつて、たとえば愛知用水事業の最後の追い込みの工事がおこなれておるというふうな事態は来

たしておりませんが、しかし、そう言ひましても、これは人の就職の問題でございますので、公団と私の方で親身になつて世話をしたいという考えで組合と話し合いをしておるような状態でございます。

○角屋委員 愛知用水公団法の一部改正に伴う諸問題については、基本的な公団システムの開発方式の問題はもちろん、水の今後の経済発展に伴う総合的利用の問題、あるいはまた、現実的に愛知用水事業の完了に伴うこれからの諸般の仕上げの問題等々、基本的な問題があるわけであります。明日の参考人の御意見あるいは商工委員会との連合審査の結果等をにらみ合わせながらさらに農林大臣の御所見を承る機会を持つということ、本日はこの程度で質問を終わらしていただきたいと思います。

○坂田委員長 次は、丹羽兵助君。○丹羽(兵)委員 昭和三十年の七月でございましたが、愛知用水公団法が大きな使命を帯びて成立をいたしました。自來今日に至るまで、世紀的な大事業をまさに完成してその使命を終わらんとしております。これに対して、常にこれを見ております私は、心から敬意と感謝を捧げる一人でありま

日これをながめて見ますときに、この関係区域、特に愛知県の知多半島灌漑区域が一大変化をしたと申します。以前と今日とは想像できない大きな変化をいたしました。ところにおいては、今の角屋さんのお話にありましては、将来新しい農業経営を取り入れていこうと希望に満ちておるところもある。また、新しくこの水によつて臨海工業地帯もでき、そうしてまた工業の振興を見たいという変化がございます。重ねて私は関係者に感謝申し上げると同時に、この使命を終わつた愛知用水が再びまた大きな事業と取り組んで豊川用水事業の工事をやってくれる、これまた愛知用水同様大成功に終わることを心から願うと同時に、この法案の一日も早く成立を地元の議員として期待するものであります。

そうした感謝の気持から、私は率直にきわめて常識的な数点についてお尋ねをしたのでありますが、これはい

になるというようなお話を承りました
が、こうなれば、特定土地改良区は全
国にあるわけで、政府が以前にあし
た特別会計法を審議するときに国民に
訴えたような約束を完全に履行してい
けば、これらたくさんあるうちの心配
が一つ抜けるという解釈もできる。そ
ういう意味にもなる。そこで、愛知用
水関係、豊川用水というところでこの地
域は非常な恩恵を受けますが、こうい
う調子のいいところばかりではない。
全国にたくさん特定改良区というもの
がある。私の方は幸いに愛知用水と豊
川用水と結ばれたのですが、こういう恩
恵の受けられない、つなぎの持てない
ところの土地改良事業というものは、
これでは全然不安になるのですが、そ
の点どうお考えになつていらっしゃる
か、一つ伊東さんに承りたいと思いま
す。

ベルのものとして考えていきます
と、ほかの方も非常におくれている心
配があるのではないかとこのように考
へまして、特に大きいこういうものは
公団というやり方でやってみる。た
だ、このほかに利根とかあるいはその
ほかの特別な水系も公団ということ
を考えますが、そういうことをやるこ
とによって、残りまして特定土地改良工
事等については、なるべく前から申し
上げておきますような七カ年完成とい
うことを守っていきたいというふうに
実は考えております。豊川がこの特別
会計の中では飛び離れて大きい事業で
ございますので、これについて抜き出
しまして公団でやってみよう、その余の
ものにつまましては何とか七カ年完成
というのを守っていきたいというふ
うな考え方でやるわけでございます。

うことを言うよりも、大蔵省の連中を
呼んでおいてしつかりこの点は頼ん
でおきたかった。こうした恩恵の受け
られる地域から、恩恵の受けられない条
件の悪いところに対しても、今日、食
糧増産ということよりも、いわゆるも
うかる百姓をやらせる、所得のある農
業をさせる、近代的な農業をさせる
ということについて一日も早くやってや
らなければいけない。昔の米の足らぬ
ときの食糧増産というようないきさ
味ではなくして、もっと大きな意味を
持つこうした仕事でなくちゃならぬと
思うのです。伊東さんがそういう考
えを持っておいでになれば非常にけつ
うですから、私も何かの機会に大蔵
省の方々に強く訴えてお願いしたい
と思ふので、特別今後残された区
域に対する協力を願うことを要望す
ることが今日この法案を御審議いた
すので、そのことを今申し上げてお
きたいと思ふ。

あ人の問題はよくわかり切っておりま
すから申し上げませんけれども、この
機械を工事費が済んだあとにもう使わ
ないということになるとすぐ同様の、こ
ういうことを盛んに聞いておりまし
た。今言つたように、豊川用水にこの
まま使うということになると、相当使
用価値といふものが、これが高くなつ
てくると思うのです。その点、愛知用
水全体の事業費も相当上がつて参りま
したが、どれくらい変わるでしょう
か。ずくでほうつてしまふのと、これ
を今度新しい事業場に持つていくの
と、その償却の見方というものは相当
変わつてくると思うのです。それが少
しでも多くなれば、先ほど角屋委員の
言われました一番心配しておりました
民の負担が幾らかでも安くなる。書い
てあるところによるとそれも大きな理
由の一つになつてゐるのです。これ
は説明があつたのですが、もつたの
では数字が全然出ておりませんので、
お聞かせ願へたらけつこうだと思いま
す。

使い道がないということになると、ほ
んとどうにスクラップのような値段で売
らざるを得なくなる。ところが、豊川
等でこれを活用していくということに
なりますと、今申し上げましたよう
になりなものとこの機械が考えら
れるということ、これを一応試算し
たのでございますが、四万三千円ペ
ーというところを言つておりますが、機
械関係等が使えることによつて、三
千円くらいのものでその中に入つて
いゝのであります。そういう機械がほ
んどだめになるといふことになると、四
万三千円償還ペーというところ、四
が、それがさらに三千円ふえること
になるというふうな計算になるんじや
なからうかというふうな思つておりま
す。私も計算しました四万三千円
ペーにしますときには、残存価額が
豊川で使いますのでかなり高いもの
になるという前提で計算をいたして
おります。

○伊東政府委員 うがつた御質問では
なはだ恐縮でございますが、先ほど
午前中説明いたしましたように、豊川
事業につきましては、第一期、第二期
とございまして、第一期だけ特定土
地改良特別会計に繰り入れまして、七
カ年完成というところで進んで参つた
わけでございます。第二期はそれにつ
いて全然入つておらぬようなわけで
ございます。それで、豊川というものを第
二期工事まで頭に入れて考えますと、
非常に膨大な事業費が残るわけでござ
います。それで、こういうものをかか
えまして、全国の特定土地改良七カ年
完成というところでやりますには、こ
れはまだ三年先もございまして、見通
しの問題でございますから、若干見通
しについてどうかという問題はござ
います。こういう大きなものを同じレ

次に申し上げたいのは、愛知用水の
工事を終つて豊川用水の工事へかか
る、そしてつづけばチーム・ワークの
とれた技術陣と近代的な高性能な大型
機械を持つていつて使う、これはいい
ことだと思ふんですね。ただ、愛知用
水だけで工事が終わるとするならば、
もちろん国としては適当な処理をなさ
るでしようが、そう工合よく全部の機
械の配置転換ができないと思ふので
す。今すぐ隣に同じような中に愛知用
水ができるというわけなんです。
以前に、私も、愛知用水の諸君に
会つたときに、せつかくこれだけ
りつぱな機械、性能のいい機械、――ま

○伊東政府委員 機械の点で御質問が
ありましたが、機械を買いましたの
は、約十三億四千万円ぐらいの機械を
買ったわけでございます。このほか、
機械だけではございせんが、今私
も考えておりますのは、それを償却し
ていきまして、土地等も若干入つてお
ります。大抵十一億ぐらいが残存価
額として残るだらうというところで、実
はそういうものを繰り込みまして農民
負担を考へております。機械その他の
残存価額が約十一億ぐらゐるだらう
というところで農民負担の計算をしたわ
けでございます。その場合に、機械

○伊東政府委員 もうすでに、スク
ラップでいくよりも、そうして他に使
用場所を賣つて償却だけ見ていこうと
いう、率直に言うところという計算で農
民負担が計算されておる、もし豊川用
水の方へ持つていつて使えないとする
ならば、負担等またそれ相当の増加を
見なくちゃならぬ、こういうことの御
説明でありまして、そう解釈してよろ
しゅうございませうか。――ありがた
うございました。

次に、もう二、三点簡単に尋ね
たいと思ふますが、もうすでにほとん
ど工事も終わるようによ報告を聞いてお
ります。特におくれるという箇所、幹
線及び池等で特に六月までに完成でき
ないと思ふのがございま

○丹羽(兵)委員 昭和三十六年五月十六日

たら、なぜおかれておるか、それはいつごろできるか、おくれた理由等承知しておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 通水は大体六月中旬ないし下旬には通水したいというふうな事は考えておるわけでございまして、通水に支障を生ずるところはおそらくないであらう、そういうふうな考えておりますが、それでは仕事自体として全部完成したかということになりますと、東郷調整池が全部完成いたしましたのはおそろく本年の十一月から十二月の間でなからうかというふうな思つております。ただ、これは、大体九百万トンぐらいの水をためて下流に対する灌漑を調整するという機能を営むものであります、三十六年の六月には通水に支障のない程度に築堤が完成いたしましたので今年の春の通水には支障がないわけでございまして、しかし、これが一緒に全部完成しませんでした理由は、特におくれましたのは用地買収の問題がございまして、この地質等の問題、思つたよりも地質が悪かつたとかいろいろの問題はございまして、そういう技術的な問題もございまして、用地の問題等がかなりおくれまして、着工いたしましたのが、ほかの水路、ほかの調整池よりかなりおくれまして、通水は可能であります、工事自体として全部完成いたしますのはここだけがおくれたというふうな事情でございまして。

○丹羽(兵)委員 通水全体は予定通りいく、ただ東郷調整池、これが十一月か十二月完成を見込んでおる、これは用地の買収に手間取った、もちろん地質調査等にもずいぶん時間がかかったという御説明なんです、重ねてお尋ねいたしますが、ただいまちよつとお言葉にも出ましたように、この貯水量九百万トンのこの池についてちよつとお尋ねしますが、これはもう最初から九百万トンの予定であつたのか途中で変更があつて変わったのか、私は技術的にはよくわかりませんが、そんなようなことも関係しておくれたかということを知らして下さい。

○伊東政府委員 今先生の御質問になりましたように、これがこの池のボリウムを幾らにするかということの關係でおくれたかということはお尋ねしません。これは当初からの大体九百万トンという計画はそう大きな変更はございせん、そのうち、そういう面から工事がおくれたのじやなくて、私が先ほど申し上げましたような理由でおくれたわけでございまして。

○丹羽(兵)委員 くだいようにお尋ねしますが、なるほど、その池だけが、これは大へん私どもの地元でも愛慮しておりますが、用地の買収等でおくれたのです。また、おくれただけに關係者も御苦労なされたのですが、そういうふうにおけると關係者はより以上に苦勞するわけで、お気の毒ですけれども、これは、最初の予定通りのものと、その後でできた池とは、規模も変わり、計画が一部変わったように承知しておりますが、そうじやございせんか。

○伊東政府委員 先生おっしゃいましたように、この問題は、最初の基本計画では、東郷調整池という名前そのものは出ておりません。ただこの地域内に千五百万トンを貯溜する補助ため池を築造するのだというに最初なつております。それで、実は東郷調整池という名前は最初に出ておりません。具体的に東郷調整池という名前をあげてそこへ幾らということにはしてありませんで、千五百万トンの貯溜をするため池を作るのだということで当初の基本計画になっております。それで、現実の問題としては、松野池、三好、両方で約五百万トン貯溜することになりております。それから、ここへ九百万トン貯溜いたしまして、当初事業基本計画で千五百万トンと書いておりましたのを、現実の計画として、三つの池で千四百万トンを貯溜するというふうにはなつております。

○丹羽(兵)委員 やはり、私が考えておりましたように、三十年の七月に私どもがこの法案を審議いたしました當時の局長の説明と、第一次に示された計画と、明らかに途中で変わつておるのです。そして、今日全体工事がまさ終つておる、それはそういういろいろ残つておる、それはそういういろいろな事情があつて、ため池を調整池にしなければならぬというやうな問題ができておる、これをとやかく言う者じやないですよ。とやかく言うのじやないが、あくまでも、前に私どもが法案を審議したときと、あなたの方で第一次の計画を示されたときとをそのままと言つたときと、違つたというのを私は申し上げておきたい。そして、それがただ一つ残つておる。それだけまた皆さん方が御苦労なさる。これはとにかく十一月、十二月ごろまでには早く完成をしていただけるやうな努力を願ひたい。そして、この池が、途中でたくさん寄せて大きな規模のものになつて調整池という名をつけた、その趣旨に沿つて一十分機能を發揮するように今後御配慮を願つておきたい、こう思ふのです。

次にお尋ねしたいのですが、今度の法案の改正の要点の中の一つに役員關係がございまして。総裁が理事長になり、副総裁が副理事長になつたり、数が減らされたり、そして任期が短くなつたりしてゐる。これはどういふ關係で改正なされるか、その趣旨をお聞かせ願ひたい。

○伊東政府委員 役員の方でございまして、これは三點ございまして。先生おっしゃつたように、任期は五年が三年になりました。人数は、総裁、副総裁、理事、監事を入れて九人から六人になりました。もう一つは、総裁、副総裁が理事長、副理事長という名前になりました。三點でございます。任期の點は、実は、愛知用水公団は、法律には書いてございせんが、大体五年間で仕上げてやうなことで、実施計画が一応五年になつております。それで、当初から、愛知用水公団事業といつたしましては五年間で完成するといふことであらば、その間に三年といふやうな期限を入れますと、役員がまたかわつたといふやうなこともなりますので、五年間は同じ役員でやつていつた方が事業の遂行上いいのではなからうかといふやうなことで五年といふことでやつて参つたわけでございまして。今後の問題といたしましては、実は五年間でこれを片づけるというやうなことも考えておられます。その点につきましては、ほかの公団の役員と一緒に、任期は三年なら三年といふことでいいのではなからうかといふことで、ほかの公団の役員と一

緒にいたしました。もう一点の人数の點でございまして、これにつきましては、豊川の事は愛知用水公団の仕事よりも規模、事業費その他においてもやはり減つておりますので、そういう管理の面等からいたしまして、従来の人員を減らしていいのではないかと。総裁、副総裁の點は、これも事業規模を縮小したといふやうな意味で名前を変えたやうな次第であります。

〔委員長退席、芳賀委員長代理着席〕

○丹羽(兵)委員 ただいま御説明いただきましたのですが、そういう程度の考えだけで、他の振り合ひだとか、工事の内容だとかいふこと、また、あわせてできるだけ経費を安く仕上げるというところもありまして、先ほど角屋委員からの御質問にもありましたように、全部の人が職場転換もできないで、一、二の人、あるいはある程度の者はやめなければならぬ者もできるでございまして、役員まで減らしていくといふやうな御心配の向きはわかりますが、そうした諸君には準公務員並みの退職金なんかいたただけるのでしようか。片一方ではそういう経費の節減を考えておられますもの、大きな使命を終わつて職を退いていく諸君には、規定はあるやうですけれども、できるだけ手厚い退職金なんかもあるやうにしてほしい。片方で、何度も言いますように、今度の公団法の一部改正で役員を減らしてさういふものの費用を軽減するのだといふ考えで、今度の考えが強く浮かんて、退職をなさ

る方々に軽いようなことでは困るので
すから、大きな事業をなさった、どん
な名義の人も十分考えてやっていただ
きたい。私はそれが申し上げたかった
のでありまして、お願いしておきたい
と思います。

次に、これはもう神様でなければわ
からぬことかもしれないが、愛知用水
水は最初三百二十一億でした。それ
が、今日、四百二十三億、ざっと百億
増なんです。それは池田さんが盛んに
所得倍増をおっしゃいますからやむ
を得ないかもしれませんけれども、五
年間に百億、三割の値上がりはちよっ
とえらいですよ。所得倍増でいろいろ
事情は変わってきたので上がってき
た。池田さんの所得倍増はこういうと
ころまで影響しまして、今度豊川用水
でも、まだ計画は出ておりませんが、
どうだろうという非常な心配をするの
です。その点いかがですか。今言った
ように、神様でなければわからないこ
とでしようが、あまりにもその当時の
計画がずさんであったというか、緻密
になされていなかったと云えるかもし
れません。それはあなた方にはそうだ
とおっしゃらないでしよう。何かの理由
は、おつけになりまして、国民の立場
に立つて考えると、そう大して大きな
変更はない、目に見えたような大きな
変更はない、計画通りにできた、でき
たものは同じようなものだ、金だけは
百億も変わってきたということ、し
かも、十年、二十年ならともかく、五
年間です。それで三割違った。それは
あまりにもえら過ぎるですが、今度ど
うでしょう。豊川用水もこういうこと
のないようにやってほしいと思います

が、非常に不安を抱くのですが、どう
お考えになっていらっしゃるのでしょうか。
○伊東政府委員 退職金の問題でござ
います。これは、先生御心配になる
ようなことじゃなくて、公団につきま
しては一般的に公務員よりも若干有利
なような退職金の規定は実はできてお
りますので、その点は、公務員並みと
いいますか、あるいはそれ以上のこと
は考えられるということになっており
ます。

それから、もう一点、事業費の問題
でございまして、いろいろ言うだろう
とおっしゃいましたから、一切なせ上
がつたかは申し上げませんが、今日四
百二十三億になったことは確かです。今
度はどうだという話でございまして、今
度は、まだ金額はこうでございまして
というふうに申し上げる段階に調査は
至っておりませんが、法律が通過した
らば、これは正式にいつか
りした調査をもう一度やりたいとい
うふうに思っております。われわれと
しましては、やはりその時点でできる
だけ正確なものを作っていくという態
度で一つ事業費をはじいてみたいとい
うふうに思っております。お聞きいま
す。

○丹羽(兵)委員 なるほど、結果から
申しまして、局長初め皆さんのお骨折り
で、最初の予定より農民負担はいろいろ
の御配慮いただいた結果、愛知用水に
関する限りべらぼうに上がっておりま
せんから、農民としては感謝しなくて
はなりません。国民の感情から言っ
て、百億から上がったということにな
ると、もっと安くやってくれとか、計
画が正確であったならばという感じが

持つのですから、その点十分今後の御
計画、御調査の場合には御配慮願うよ
うにしておきたいと思っております。
なお、退職金の問題ですが、その
点、できるだけお考えをいただいて、
せつかく国会が行政のチーム・ワーク
を考えてこのセッティングを新しい対
処される仕事を与えてあげるのですか
ら、退職金を幾らやってくれというよ
うなことは私から申し上げることは
ないが、できるだけお考えをいただい
て、犠牲者の一人もいないように御心配
を願うように、こう思っております。

〔芳賀委員長代理退席、田口(長)委
員長代理補席〕
次にお尋ねしたいのですが、同僚の
先生方に御迷惑をかけますから簡単に
話をいたしますが、これは地元の方で
ないといわれない。しかし、現地御調
査をいただいた方々にはわかるのであ
る。場所によつては開渠、場
所によつてはトンネル、そして勾配が
非常に強い。あなたの方で言えば非常
に急な傾斜だとおっしゃいますけれど
も、すつと見た瞬間非常に強い感じが
するし、コンクリートばかりでござい
ますから、石垣がでかい。あれが相
当の早さで水が通るようになる。暑い
ときに子供が遊びにいって落ち込んだ
ら、これは一人も助からないですね。
つるつるに水あかがつく、相当のス
ピードで水が流れる、そして隧道の中
へ吸い込まれたら、これはもう助から
ない。入口に金網を張りますけれど
も、金網に押しつけられたらどうにも
ならぬ。発電所なんかの取入口でも毎
年全国的にたくさん死者がある。暑
いとき子供が行くなど申しまして、こ
うこれは行く。残念なことですが、こ

いうことが当たってはなりませんけれ
ども、愛知用水がいよいよ水を通し出
したら、おそろしく一夏に数人の死者が
出るとは、もつとたくさんの方の追
われておるのか、予算がないとか言っ
て、公団の方は水路の危険防止の入口
のあれを全然やっておりますが、こ
れは地方でも非常にやかましく言っ
ておられますけれども、この処理は、公
団を引き揚げるということになって管
理方式になると、あとではだれがやる
か、この点お聞かせ願っておきたいと
思います。

○伊東政府委員 御質問の点、ごもつ
ともでございまして、特に先生がおつ
しゃいました開渠、オープンでやって
おりますところが、全体で約七十キロ
くらいございまして、トンネルその他を
除きまして、百二十キロのうち約七十
キロがそういうところでございます。
これは、全線に先生おっしゃいました
ような金網を張りますとかいろいろや
りますと、また膨大な費用が実はいか
かであるかと、公団と地元や何
かで相談いたしておりますけれども、
たとえば県道なり市町村道と交差した
らば、通学にやぶ通るところ、あるいは校
庭の近所を横切る、そういうようなと
ころにつきましては金網を張るという
ようなことで、まあ延べにしまして四
キロ足らずくらい金網は実は張って
おりますが、全線張るということにな
りますと、これは相当な金がかかるわ
けでございまして、今後事業費として
は残り少なくなっておりますので、
どの程度安全が保てるかということ
は問題でございまして、これは地元の市

町村とも相談しまして、必要な場所
に最低の施設をしたいというふうに考
えております。現在までは四キロくら
いのところに金網を張るということ
をしておるわけでございまして。

○丹羽(兵)委員 御説明ではちよつと
納得ができませんが、今までのと
ころは十分伊東さんの御説明で了承
したのですが、一番こまかい問題にな
ってきてどうも承しかねる。それは、
この設計自身がアメリカの指導をい
ろいろ受けた。アメリカのように、あ
の広いところで、人口密度が少ない、
まばらなところでやった設計なんです
から、そういうところではないかもし
れませんが、名古屋周辺の、しかも貧
弱な国民の生活をしておるところで、
アメリカあたりのようにプールはあ
りませんし、もう水を見れば走り込み
たい、これは子供の気持なんです。そ
ういうのがうようよおるときに、広い
アメリカで用水工事をやったような方
式を持ってきては、わかりやすく言
うと、ネコの前にカツオぶしを置く
のです。子供にやるなと言ったつ
て、プールはなし、暑くなればこ
へり込む。つるつるとすべり込んだら
全部死にます。私も昔土建屋をや
っておって知っておりますけれども、一
年たつて水あかがついてつるつるにな
たら、もう上がろうとつるつるにな
れるものではない。長い間にところど
ころ上がる階段のようなものがつ
つて来ますが、そこまで流れていく間に死
んでしまふ。ほんとうにわかってお
ることをやらずに、非常に危険を来
すというところになるのですから、事業
費が残っていないことならば、今後
できますとこの管理関係で特別御

心配を願うようにしたい、こう思っております。

次に申し上げたいのですが、施設管理ですね。私も聞いておるところによりますれば、幹線水路が百二十キロ、補助のため池が四つ、こういうようなもの、それから支線水路なんかは管理の国庫補助の対象になつてない、こう聞いておるのですが、そうなりますると、徴収なんかのために管理の事務所に百名前後の人が残るようですが、非常に大きな金が支線の管理なんかにはかかるのです。今日全国の土地改良区で一番困つておるのは、常にどの同僚の議員の方々も言われますように、土地改良区の維持・経費というのは非常に膨大な金になつておる。そこへ持つてきて、愛知用水なんかでも、幹線水路から幾らか抜け、ため池も補助の対象にならない、ましてや支線水路なんかは土地改良区の方でやれと言われたつて、これはとても大へんなことですから、今後、いかがでしょう、支線水路の取り扱い、これは専門調査室の方でも大へんこれを問題にしておつていただいているように私は聞いておりますが、こういうのは、みんな農民の自己の負担で管理していくのか、公団である程度幹線と同じように補助の対象にしていただけるものか、それを承らしていただきたい。

じやないかということで、従来は全部土地改良区に管理の委託をしておりますものを、一部のものについて国が直接管理をするという制度にしたわけでございます。全国で、三十六年には北海道の大夕張ダムというようなものにつきました。国の直接管理をいたし、三十五年度は内地では白河矢吹とかあるいは十津川でそういう予算を組みましたが、そういうものは要らぬといつて断られたところがございまして、二カ所ばかり三十五年度にございまして、しかし、全般的には管理につきまして補助金を出すということはまだ実行されておられません。愛知用水公団につきましては、今申し上げましたように二府県以上にまたがるような施設の管理をするのであるから、これは国から補助金を出してほしいというふうなことで、公団に対して三十六年度の予算で二千百万円の管理の補助を出しております。しかし、これは公団のやりまでするところでございまして、先生のおっしゃいましたように管理規程で土地改良区に管理を委託しますところにつきましては、実は予算で補助金を出すというところにはまだ参つておらぬわけでございます。

これだけ大きな工事をやつて、管理に相当かかると思ふのですが、それをなげこれだけ抜いておられるのか。これは、いつでも、土地改良事業のときに、土地改良区の運営で、維持・管理費というのは非常に金がかかるので、どこでも農民からその費用を取るのに難儀をしておるのですが、今度は農業の画期的な大改革をしようという池田さんの新農業政策と相つたての愛知用水受益地ですから、何とか考えがつかぬものか、もう一ぺんお聞かせ願ひたい。

これだけ大きな工事をやつて、管理に相当かかると思ふのですが、それをなげこれだけ抜いておられるのか。これは、いつでも、土地改良事業のときに、土地改良区の運営で、維持・管理費というのは非常に金がかかるので、どこでも農民からその費用を取るのに難儀をしておるのですが、今度は農業の画期的な大改革をしようという池田さんの新農業政策と相つたての愛知用水受益地ですから、何とか考えがつかぬものか、もう一ぺんお聞かせ願ひたい。

題でございますが、三十七年度以降またこれをどうするかということにつきましては、実は大蔵省には二年間要求したのでございまして、その辺のところも中でもう少し検討させていただきますと存じます。

もうあと一、二点だけ簡単に尋ねさせていただきますが、先ほど角屋さんからも慣行水利権のことについていろいろごまかに質疑が行なわれたのであります。今のような維持・管理費というものが支線につかないということになると、一、支線から農民は何個かの水を取り入れる、そしてそのために負担も出すし、水も買つておる。その水を使うというところが一つの既得権になる。特に、知多半島の一角なんかは、これは同僚の皆様方におしかりを受けられるかもしれませんが、なるほど今は農業水でお助けいただくのですけれども、数年先には農業以外に土地が利用される区域も出てくる、工場敷地に転用しなければならぬところも出てくるでしょう。そういうときに、この取り入れている一つの支線全体が要らないようになつたときに、この支線の水利権、既得権というものは一体どうなるのでしようか。私はこれは一つよくお聞かせを願つておきたいと思ふ。今、農民諸君は、先ほどあげましたように、貯水池なんかのようなところは、非常に多数のものになるというので、相当無理を言つて役所を困らせ、公団を困らせ、中に入った県庁を困惑させて土地の価格が上がるわけです。しかし、水路になりますと、これまた百姓

団が勝手に工業用水にそれを使わせる
ということには私は参らぬと思つてお
ります。それで、そういう場合には、
一応水利権というものの自身につきま
しては公団で持つておきますので、工業
用水にまたそれを分けていくというよ
うな問題になります。当然これは
工業用水にどういふふうな建設費なり
何なり負担をさせるかという問題がま
た別な問題で出てくるわけでございま
すので、これは、その農民が、もう
水は要らなくなつて、負担金だけ出し
て、その水が工業用水にいった場合
に、全然それに対して恩恵がなくなる
ということに法律的になつてしまふか
どうかというところは、これは問題がこ
ざいます。工業用水にいきます場合
には、工業用水にある程度負担をさせ
るという形になりますので、農業の方
の持ち分が減つてくる、建設費に対し
ます持ち分といふんです。建設費を農
業で負担する分が減るといふような形
になつて、回り回つてやはり農民の方
に有利になるのだというふうなことに
していく必要があるのではないかと。た
だ、支川別に全部水利権というものを
作るかどうかというところになります
と、これは非常に問題でございまし
て、その点は、今私も考えては、各
支川別に水利権を作るといふ考えはと
らぬというふうなつもりでおります
が、そうかといつて、それが全部農民
の犠牲になつて工業用水の方が有利に
なるといふようなことにはならぬよう
にしたいといふふうな思つておりま
す。

なものの、そういうものをこの国会の委
員会ではつきり言うことはできぬとい
うことは私もわかるのですが、しか
し、農民の立場から考えたら私が先ほ
ど申し上げたことも言ひ得るのですか
ら、ただ負担金がそういう水の転用に
よつて幾らか安くなつた、だから百姓
はその水の権利は一切失うのだといふ
考え方は、これまた、農民の感情から
言ひ、今日の農民の立場から考へて言
ひ得られないことですから、十分今後
研究していただきたい、こう思つてお
ります。

最後にお願いしたいのですが、改正
の二十三条の二のところですね。午前
中の質疑、また御説明のうちに、埋め
立てだとか干拓だとかという話があつ
た。そして、埋立地も干拓地も全部
農業入植なりあるいは増反なり農地と
してのみ使ふといふ言ひ、他にも使
う計画があれば、まだ今は立つてな
ないけれども、将来考へる向きもあ
る、こういうきわめて適切なお話がご
ざいました。私はあれで十分だと思
うのですけれども、二十三条を見ます
と、これから予定するときに、公示し
て申込者があつてそれをやる、そうし
てあとで配分を受ける者の規定が書い
てあるんですね。ここには農民だけが
この配分を受ける規定があるのです
が、先ほど午前中の局長さんの御説明
では、これはもう、どこを工場地にし
ようか、ときには住宅地になつてもや
むを得ない、大きく飛躍した解釈で言
うならばそういうことにもなるが、た
だ農民が農地として受けるときだけに
こつて規定があつて、工場関係その
他の関係には規定をつけないといふこ
とは、どういふ意味なんですか。

○伊東政府委員 あくまでもこの規定
は干拓・埋め立てをいたします農林省
関係といたしましての規定でございま
して、これは原則として農地を作つてい
くのだといふのでこれに入つておるわ
けでございませう。それで、法体系とい
つたしましても、これはほかの多目的な
ものを作つてやつていくといふことに
なりますと、また通産省関係と一緒に
問題になりますとか、非常に問題がこ
ざいます。それで、一応法律はこうい
うふうになつておりますが、先生の
おつしやいましたような場合に、また私
が説明いたしましたような場合に、そ
れはどうしてやれるのだといふお話で
ございませうが、これは、現在も、干拓
地の農業用地としての配分につきま
しては、実は土地改良法の手続でこう
いふ申し込みを受けてやつております
が、それを工業用地等に充てます場合
には、これは国有財産法の規定を使ひ
まして、それは地方公共団体にだ
いぶ売つておられます。この土地改良法
で売りますんで、現在でも、国有財産法
の売り払いという、そういう規定の方
で実は工業用地等に充てておるわけ
であります。でありますので、農
業の体系としましては、あくまでも、土
地改良法なり、あるいは今度新しく公
団法で規定してあるわけでございます
が、これは農地としてできたものを農
民に分ける場合の規定でございませう。
そのほか、農民に分けないで頭から工
業用地にするのだといふことでありま
すれば、分けますときに、ここからこ
こについて農業用地としてやるから申
し込みを受けるという面積を明示いた
しましてこの規定でやり、残余の分
につきましては国有財産法の方で処分
するといふようなやり方でやつていくつ
もりでございます。

○丹羽(兵)委員 最後に重ねてその点
をもう一度お尋ねしたいのですが、こ
こで第二十三条の二の「埋立予定地の
処分」と書いてあるのは、埋め立てを
するであらうといふことを予定した土
地の処分をするのですか。「埋立予定
地の処分」、これはどういふことで
かね。私も、社会通念から考へ
て、土地を造成する予定地とか造成地
とか言うのですが、「埋立予定地の処
分」といふときは、「云々」と書い
て、そして、その埋め立てしない先に
、「事業の完了前、農林大臣の認可を数
けて土地配分計画を定め、」といふこと
で、今あなたのおつしやつたのはそこ
にいくのではないかと思ひますが、そ
れから、「これに基づき、埋立予定地の
所在、予定配分口数及び予定配分面積
を公告しなければならぬ。」、そうし
ておいて、ずっとあとと見ていくと、農
地として配分されたところについては
どこにも書いていない。全部「埋立予
定地」としてある。そして、農民だけ
が「一々」届出をして、工場関係のものは
もう予定地なら問題ない、こういうこ
となら、それはあまりにも農民保護と
は私は言えないと思ひますが、いかが
でしょう。

○伊東政府委員 これは、予定地と書
いてございませうが、たとえば現時点で
といふことになつておられます点、これ
は、将来埋めるから申し立てる、申し
込みしてほしいといふことではござい
ませんで、そういう手続をいたします
ときは政令で定めまますが、これは大体
でき方がもう完了に近いといふときに
なつて初めてやるわけでございます。

○伊東政府委員 先生おつしやいまし
たように、事業完了前に直結しました
ところで、農業には、たとえば八百町
のうち六百町なら六百町は農業用に使
う、それはどこどここの地域で「戸」当
たり幾らだといふようなことをこれは
出すわけでございますが、そのほか
の、たとえば残つた二百町歩につきま
しては、これはどういふ工場であれば
いいとか、どういふ工場であれば悪い
とか、鉄ならいいけれども化学工業で
は悪いといふようなことは、これは公

現在のようにたとえば田原湾が海であ
る現況において、ここからここにどう
しようといふことでございませんで、
事業としましてはその事業完了前とい
うことでございませうが、これは完了に
接済して大体予定がつきましたところ
で、どここの面積を幾らといふことを
やるので、現時点でやるというのじゃな
くて、埋め立ての完了する直前にそう
いふことをやるという趣旨でございま
す。

○丹羽(兵)委員 そうすると、こうい
うことですか。ここを干拓とか埋め立
てするのだ、そういう予定が立つと、
これらの配分の計画を、農地としてど
れだけ、工場敷地としてどれだけ、こ
ういふ配分を役所で立てる、こういう
ことですね。それから、そのうちに工事
が進んでくる。工事が進んでくると、
その農地として予定された分だけに、
済む前に申し込みをする、それで適当
なのは取り入れていく、こういうこと
ですか。農業だけに限してはそういう
ふうにして、あとの方の工場だとかそ
の他に転用・流用されるといふのは全
然束縛はない、こういう解釈になるの
ですか。

団で選択するということがなかなかむずかしいと思います。それで、法律的に公団がどういう工場に売るのであるか、これはなかなか法令でも書きづらいことだと思います。現実のやり方としては、その地帯にどういう工場が入ってくるかというところとは、その地方の市町村の誘致の関係もございましょうし、あるいは県の考え等もございましょうからして、工業用地として使う、あるいは住宅地として使うというようにあります。これは、公団がどの会社とかそういうことをきめるのではなくて、地方公共団体、県なりあるいは市町村に売るといふような売り方をすることが一番いいのじゃないか。どの工場から申し込みを受けて、公団が一々、お前の工場はいい、お前の工場は悪いというように選択するのでなくて、地方公共団体に一括売り渡しでやった方が一番適当じゃないか。実は落着いておられます。現に、土地改良法でやりました干拓地を農業用地あるいはそれ以外に売りますような場合には、農業用地として売ります場合は、この公団法に書きましたのと同じような手続が土地改良法にございますので、それでやっておきますし、それ以外のところにつきましては、ほとんど大部分のものが公共団体にその土地を売るといふような形でいつているわけでございます。公共団体がどういう工場を入れるかというようなことを選択しているような実情でございます。

○丹羽(兵)委員 質問の冒頭に申し上げましたように、私どもは、この愛知用水公団法の一部が改正されて、そうして、現在の特定土地改良区の特別会

計ではなかなか早期完成の実現を見るに心配だ、こういうのを、この方法により、こうした改正によって救われるということは、大へん感謝しているのでございます。どうか、幸いにこの法律ができました。たくさんさんの特定土地改良区が全国にございますから、私どもだけが救われたというところで満足はできませんので、先ほど伊東局長の言われましたように、全国のこういう区域がいろいろの方法といるの創意によってこれらと同じような恩恵を受けられるように、また、特別会計のワケをうんと増大していただく御努力を願って、私どもも微力ですけれどもそうしたところに対して全力をあげて協力申し上げたい、こう思っています。どうか、質問のうちにいろいろ私は感謝の気持ちとまた地元として今後の要求、要望を訴えましたが、むずかしいこともございましょうが、お役所として考えられることもあるのですから、考えていただくように、特に危険防止なんか、これは人命は何としても取り返すことができませんし、大した金がかかるものじゃないのですから、もう事業費がないとか、愛知用水に関する限り公団の期限がないなどと言っておらずに、どういう方法を講じてでも危険の防止対策を十分配慮願って、せつかくのありがたいう愛知用水が人の命を奪うような魔の愛知用水になつては、これは情けないことで、せつかく御協力いただいた同僚の皆様方に対しても相済みぬことをすから、十分配慮していただくことをお願いして、大へん長い間私の質問におつき合いただいた同僚諸君に感謝し、私の質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十七分散会